

# 経営強化計画の履行状況報告書

平成 24 年 6 月

**七十七銀行**

## 目 次

1. 平成 24 年 3 月期決算の概要	1
(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要	1
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況	3
A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況	3
B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況	9
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	1 2
A. 被災者への信用供与の状況	1 2
B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	1 3
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	3 3
A. 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	3 3
B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	3 4
C. 早期の事業再生に資する方策の進捗状況	3 5
D. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	3 5
3. 剰余金の処分の方針	3 5
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	3 6
(1) 経営管理にかかる体制	3 6
(2) 各種リスク管理の状況	3 7

## 1. 平成 24 年 3 月期決算の概要

### (1) 経営環境

国内の景気は、東日本大震災の影響により生産面を中心に下押し圧力が強まりましたが、サプライチェーンの立て直しなどを背景に、全体として持ち直し基調で推移しました。

今後については、震災復興需要の顕在化などを背景に、緩やかな持ち直しの傾向が続くと見込まれますが、電力供給の制約や欧州債務問題等を背景とした海外経済の減速、為替相場の変動など、景気が下振れするリスクも懸念される状況にあります。

当行の主要な営業基盤である宮城県の景気は、東日本大震災の影響により低落した後、復旧事業の増勢等に伴い、全体としては持ち直しの動きとなりましたが、引続き、震災被害からの社会・経済基盤の再構築が大きな課題となっており、被害が甚大な沿岸部を中心に厳しい状況が続くと見込まれます。また、原子力災害の長期化により、宮城県や東北地方が強みをもつ一次産業等への直接・間接被害も発生するなど、地域経済の下押し圧力が残存しております。

このように当行の主要な営業基盤である宮城県の経済が非常に厳しい状況におかれているなか、金融機関は、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められております。更に、地域金融機関は、お取引先に対する経営改善支援やお客さまの海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献する必要があります。特に、当行は、地域と共にある金融機関として、震災で甚大な被害を受けた地域の復興・発展に向け、金融面から力強い支援を行っていく必要があります。

こうした経営環境のもと、当行では、活力に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すために、「金融仲介機能の発揮」、「地域の復興と更なる発展への貢献」、「防災・安全、環境配慮型社会への対応」を柱とする復興支援方針を策定（平成 23 年 12 月公表）いたしましたほか、地域と共に持続的成長を遂げるため、震災復興と地域経済の活性化に向けた金融仲介機能を発揮するとともに、融資・コンサルティング力の強化等に取り組む、新中期経営計画『『未来への力（POWER）』～再生と進化の 36 カ月～』を策定（平成 24 年 4 月公表）いたしました。

当行は、これら復興支援方針や新中期経営計画をはじめ、金融機能強化法の震災特例を活用した劣後ローンの導入に際し策定（平成 23 年 12 月公表）した経営強化計画に基づき、引続き、力強い金融仲介機能を発揮し、金融面から地域の震災復興支援と経済の活性化の推進に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

### (2) 決算の概要

#### A. 預金（譲渡性預金を含む）

預金と譲渡性預金の合計額は、東日本大震災にかかる復興交付税の各自治体への流入や保険金・義援金の一般個人・法人への流入等により、平成 23 年 3 月末比 27.2%、1 兆 5,378 億円増加し、7 兆 1,742 億円となりました。

## B. 貸出金

貸出金は、震災からの復旧・復興にかかる資金ニーズに積極的に応需し中小企業等向け貸出の増強に努めましたほか、大企業等向け貸出が増加したこともあり、平成23年3月末比4.0%、1,433億円増加し、3兆6,491億円となりました。

## C. 有価証券残高

有価証券残高は、預金が大幅に増加したことなどに伴い、国債を中心に運用額が増加したことから、平成23年3月末比34.5%、7,313億円増加し、2兆8,494億円となりました。

### 【資産・負債の状況】

(単位：億円)

	24/3期			23/9期	23/3期
	実績	23/9期比	23/3期比	実績	実績
資産	75,895	6,754	14,005	69,141	61,890
うち貸出金	36,491	662	1,433	35,829	35,058
うち中小企業向け貸出	12,221	414	555	11,807	11,666
うち有価証券	28,494	3,298	7,313	25,196	21,181
負債	72,815	6,537	13,890	66,278	58,925
うち預金・譲渡性預金	71,742	6,830	15,378	64,912	56,364
うち社債・借用金	202	150	▲735	52	937
資本	3,080	217	115	2,863	2,965

## D. 損益

貸出金利息の減少により資金運用収益が減少しましたが、有価証券の売却益が増加したことなどから、経常収益は前年同期並みの991億55百万円となりました。

資金運用収益の減少により資金利益は減益となったものの、経費の削減に努めたことなどから、コア業務純益は前年同期比3.3%、8億61百万円増益の269億46百万円となりました。また、経常利益は、前年同期比3.1%、4億98百万円増益の165億60百万円となりました。

平成23年3月期は、東日本大震災にかかる特別損失の計上により、306億34百万円の当期純損失となりましたが、当期は、厚生年金基金の代行部分(過去分)の返上益を特別利益に計上したこともあり、当期純利益は105億97百万円となり黒字転換いたしました。

## E. 自己資本比率

貸出金の増加等に伴いリスクアセットが424億円増加したものの、金融機能強化法の震災特例に基づく劣後ローンの導入や内部留保の積上げにより自己資本額が279億円増加したことから、自己資本比率[国内基準]は平成23年3月末比0.89ポイント上昇し、12.33%となりました。

## F. 金融再生法開示債権等

要管理債権以下の合計残高は、震災後、貸出先の詳細な被害状況等の調査・分析を進めたうえで自己査定を行った結果、平成23年3月末比614億円増加の1,742億円となりました。この結果、金融再生法基準による不良債権(要管理債権以下)比率は、平成23年3月末比1.55ポイント上昇し、4.71%となりました。

## G. 与信費用

与信費用は、一般貸倒引当金繰入額で 25 億円、個別貸倒引当金繰入等の不良債権処理額で 64 億円を計上するなどし、合計 88 億円となりました。

### 【損益の状況】

(単位：百万円)

	24/3 期 実績	24/3 期 見込み比		24/3 期 見込み	23/3 期 実績
		24/3 期 見込み比	23/3 期比		
業務粗利益	82,035	▲2,065	▲972	84,100	83,007
資金利益	72,516	▲684	▲611	73,200	73,127
役務取引等利益	9,550	350	399	9,200	9,151
国債等債券損益	▲72	▲1,372	▲450	1,300	378
経費	55,161	▲639	▲1,381	55,800	56,542
コア業務純益	26,946	46	861	26,900	26,085
一般貸倒引当金繰入額	2,481	1,481	▲665	1,000	3,146
業務純益	24,392	▲2,908	1,074	27,300	23,318
臨時損益	▲7,800	10,500	▲597	▲18,300	▲7,203
不良債権処理額	6,419	▲7,581	728	14,000	5,691
株式等関係損益	56	2,256	▲356	▲2,200	412
経常利益	16,560	7,660	498	8,900	16,062
特別損益	9,828	628	53,492	9,200	▲43,664
当期純利益	10,597	597	41,231	10,000	▲30,634
利益剰余金	256,172	672	8,352	255,500	247,820

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

### (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

#### A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

##### a. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

###### ① 営業体制等

当行の店舗は沿岸部を中心に震災により甚大な被害を受け、震災発生から 1 カ月後の平成 23 年 4 月 11 日時点で元の位置で営業できない店舗は 21 カ店ありましたが、被災した店舗の復旧に最優先で取り組んだ結果、平成 24 年 5 月末現在、元位置で営業を再開した店舗が 13 カ店、元位置近隣への店舗設置により営業を再開した店舗が 4 カ店、元位置近隣の店舗に同居する店舗内店舗の形態で営業している店舗が 4 カ店となっております。

また、被災されたお客さまのご融資に関するご相談に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成 23 年 4 月 1 日より、「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を全店に設置するなど体制を拡充いたしましたほか、休日相談窓口およびフリーダイヤルについては、平成 24 年 3 月 31 日迄としていた設置期間を、平成 25 年 3 月 31 日迄延長しております。

なお、震災後増加した、通帳・カードの再発行のお手続きや、ローンのご返済に関するご相談等、お客さまのニーズに十分に対応するため、蛇田支店、新中里支店、石巻ローンセンター、杜せきのしたローンセンターについては、人員をそれぞれ 1 名増員しております。

## ②震災復興委員会の設置

震災による甚大な被害状況を踏まえ、金融インフラ、お客さまとのお取引の早期正常化に取り組むとともに、金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献するため、平成 23 年 5 月、本部に頭取を委員長とする「震災復興委員会」を設置いたしました。

平成 24 年 5 月末迄に計 14 回開催した「震災復興委員会」では、震災による影響等の把握、被災店舗の対応および復興支援にかかる施策等の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、実効性に応じて施策の見直しも適宜行っております。

## ③審査部による出張審査の実施

当行では、融資のご相談・お申込みに迅速かつ円滑に対応するため、審査部の行員が営業店を訪問し、案件審査等を行う「出張審査」を行っております。震災後は、出張審査の専担者を増員するとともに、平成 23 年 7 月には、従来の短時間の訪問では対応が難しい案件への取組みを強化するため、津波による甚大な被害を受けた地域の営業店を中心に、数日間駐在し、集中的に案件審査やお取引先の事業再生に関する営業店指導等を行う「駐在型審査」を新たに開始するなど、出張審査の体制を強化しております。

平成 23 年度下半期には、東日本大震災の発生に伴うご相談等の増加に加え、複雑な案件が増加していることを踏まえ、出張審査専担者以外の審査部員も積極的に出張審査を実施し、出張審査の機会増加を図りました。震災後、平成 24 年 5 月末迄の出張審査の訪問店数は延べ 898 カ店、駐在型審査の実施日数は延べ 71 日となっております。

【出張審査訪問店数】

(単位：カ店)

		23 年 9 月迄 累 計	23 年度 下半期	24 年 4 月～5 月	累 計
津波の被害が甚大 であった地域	塩釜地域	17	43	9	69
	石巻地域	73	74	17	164
	気仙沼地域	26	39	7	72
	岩沼地域	15	44	15	74
	福島県浜通り地域	12	16	6	34
小 計		143	216	54	413
上記以外地域		128	259	98	485
合 計		271	475	152	898

## ④事業再生・経営改善支援の強化

### ア. 企業支援室の増員による事業再生支援先に対する支援

当行では、審査部に企業支援室を設置し、事業再生支援と経営改善支援を行っておりますが、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みや経営改善に向けた取組みを強力に後押しすることが、これまで以上に必要となっている状況を踏まえ、企業支援室の人員を、平成 23 年 6 月以降 5 名から 9 名に順次増員しております。

企業支援室では、お取引先の中から事業再生支援先を選定し再生支援に直接関与しておりますが、体制の拡充に伴い、津波による被害が大きかった沿岸部のお取引先を中心に、平成 23 年度中、新たに 21 先を事業再生支援先として選定し、計 37 先のお取引先の再生支援に、直接取り組みました。その結果、計 9 先のお取引先が業況の改善（うちランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移）4 先）等に至り、再生支援策実施済（選定解除）先となりました。

平成 24 年度は、引続き沿岸部のお取引先を中心に、新たに 11 先を事業再生支援先として選定し、計 39 先のお取引先の再生支援に取り組んでおり、平成 24 年 5 月末迄に計 5 先のお取引先について、経営改善計画の策定や計画への合意にかかる他の金融機関との調整などの支援を実施しました。その結果、2 先のお取引先のランクアップを図りました。

【事業再生支援先の選定先数】

(単位：先)

	22 年度 下半期	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期
事業再生支援先数 (期中追加先)	17 (0)	35 (19)	37 (2)	39 (11)
再生支援策実施済(選定解除)先数	1	0	9	-
ランクアップ(自己査定における債務者区分の上方遷移)先数	1	0	4	2(注)

注. 平成 24 年 5 月末迄

【事業再生支援先にかかるランクアップの事例】

業 種		再生支援内容
23 年度 下半期	木製品 製造業	当社は、全国有数の規模を誇る木製品製造業者であったが、津波により工場、事務所が被害を受け操業不能に陥った。経営改善計画は策定されていたが、震災の影響によりその実行が不安視されるなか、当行は、適宜経営指導を行う等フォローを重ねた結果、業況が改善しランクアップに至った。
	食肉卸売業	当社は、老舗の食肉卸売業者であるが経営管理の不足等により、業績悪化が長期化していた。そのため、当行は、外部専門家と連携のうえ、業績給制度の導入、業務の標準化等の施策を盛り込んだ経営改善計画を策定しランクアップに至った。
	建設業	当社は、大手企業のほぼ 100% 下請工事業者として技術力・信用力を有していたものの、採算管理に甘さがあり、業績は低迷していた。当行は、経営改善のポイントおよび経営改善計画策定の重要性を粘り強く説明し、採算管理の強化を盛り込んだ経営改善計画を策定し、ランクアップに至った。
	建設業	当社は、公共工事を中心に、地場では有数の建設業者であるが、受注の低落傾向に歯止めがかからず、業績は低迷していた。当行は、公共工事依存体質からの脱却を図るべく営業力強化、採算管理に重点を置いた経営改善計画を策定し、ランクアップに至った。
24 年度 上半期	金属製造業	当社は、技術面の強みを背景に、長年に亘り地域の中核企業として営業してきたが、東日本大震災に伴い沿岸部の工場が被災し一部の工場が操業不能となった。当行は、外部専門家と連携し、不採算工場の売却等、復旧・復興策に焦点を当てた経営改善計画を策定し、協調融資行の同意を得て、ランクアップに至った。
	繊維品卸・ 小売業	当社は、老舗の繊維品卸・小売業であったが、消費者ニーズの変化への対応に遅れをとり、業績の悪化に歯止めがかからない状態であった。当行は、外部専門家と連携し、遊休不動産の売却を進める一方、中小企業再生支援協議会の活用により経営改善計画の策定を進め、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。

イ. 営業店における経営改善支援

事業再生支援先以外のお取引先に対しては、主に営業店において経営改善計画の策定等を通じたコンサルティング機能の発揮を行い、経営改善支援を実施しております。

具体的には、営業店がお取引先の事業の現状や中・長期的な見通し、経営資源の状態、計画の実現性等について、お取引先と十分な協議を行った上で双方が同意した内容の経営改善計画を策定し、計画の実行については、適宜フォローを行っていく取組みを行っております。

平成 23 年度は 632 先のお取引先に対し、債務者区分のランクアップを視野にこうした取組みを実施し、うち 247 先については、経営改善計画の策定等を通じた経営支援を実施しております。さらに、これらの取組みの結果、77 先のお取引先につきましては、債務者区分のランクアップに至っております。

#### ウ. 経営改善支援にかかる本部関与の強化

震災に伴う直接・間接的な被害の広がりに伴い、沿岸部を中心とした被災地域経済が厳しい状況にあることを踏まえ、経営改善計画の策定支援等を通じたコンサルティング機能をより一層発揮していく観点から、平成 24 年度より、営業店において、再建支援を目的とした貸出条件変更等を必要とするお取引先に、原則として経営改善計画の策定支援を行うことといたしました。また、これらのお取引先に対し、企業支援室が定期的なモニタリングを実施するなど、経営改善支援にかかる本部の関与を更に強化しております。平成 24 年 3 月末で 1,953 先のお取引先を対象として、この取組みを開始しております。

#### ⑤個人債務者の私的整理に関するガイドラインへの対応

当行では「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始（平成 23 年 8 月）以降、受付体制の整備に努めてまいりました。被災した方々からの様々なお相談等に積極的に対応するため、平成 23 年 11 月末迄の期間、本部人員延べ 543 名を専門の担当者として、津波被害など震災の影響の大きい地域の営業店やローンセンターに派遣するとともに、平成 23 年 11 月には、ガイドライン運営委員会によるガイドラインの対象者要件にかかる運用基準の見直しに際し、見直し以前にご相談を受付したお客さまに対して、本部専担者より電話等により運用基準の見直しにかかる説明を実施しております。また、平成 23 年 10 月には、相談を促すため、震災の発生以降返済が滞っていた住宅ローン利用者 334 先に対して、案内書面を郵送し本制度の周知も図っております。



このような対応の結果、ガイドラインの運用開始から平成 24 年 6 月末迄の相談受付件数は 116 件、申出受付件数は 37 件、弁済計画案受付件数は 19 件となり、3 件の弁済計画案に同意しております。また、申出を受付し弁済計画が成立未了となっている件数は、平成 24 年 6 月末現在で 35 件となっております。

#### 【ガイドライン対応実績】

(単位：件)

	23 年度上半期	23 年度下半期	24 年 4 月～6 月	累 計
相談受付	60	45	11	116
窓 口	49	41	11	101
フリーダイヤル	11	4	0	15
申出受付 (取下げ)	1 (0)	22 (0)	14 (1)	37 (1)
弁済計画案受付	0	3	16	19
同 意	-	1	2	3
(成 立)	(-)	(0)	(1)	(1)
不同意	-	0	0	0

注. 個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由した受付実績を含む。



震災発生から1年以上が経過した現在におきましても、防災集団移転促進事業等に伴う自宅の移転を控えたお客さまもいらっしゃるなど、おかれた状況は様々であり、当行では、お客さまへのガイドラインの周知に積極的に努めてまいります。また、ご相談を受付した際には、お客さまの状況をきめ細かく把握し、お客さまの状況に応じてガイドラインの利用を積極的に進めてまいります。

## ⑥復興支援融資商品の取扱い

### ア. 七十七東日本大震災復興支援ローン

震災直後の平成23年3月16日より、特別金利による「七十七災害対策ローン」の取扱いを開始いたしましたほか、平成23年4月25日には、お客さまの早期復旧・復興を一層支援するため、「七十七災害対策ローン」の返済期間や金利の見直し等を行い、商品内容を拡充した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

また、震災の発生から1年が経過し、津波被害が甚大であった沿岸地域を中心に、建物等被害の復旧に向けた設備資金需要の本格化を見据え、平成24年4月より「七十七東日本大震災復興支援ローン」の商品内容を更に拡充しております。

[主な拡充内容（平成24年4月）]

- ・事業者向けでは、ご融資限度額を3億円とする「有担保口」を新たに追加し、「無担保口」のご融資限度額を20百万円から50百万円に引上げしております。
- ・農業者向けでは、新たに、ご融資限度額を2億円とし宮城県農業信用基金協会の保証付で、かつ金利を優遇した「農信基口」を追加しております。
- ・消費性では、「リフォーム口」の名称を「無担保住宅口」に変更し、お使いみちに「他金融機関等からのお借換え資金」を追加したほか、ご融資限度額を7百万円から10百万円に引上げしております。

【七十七東日本大震災復興支援ローン（事業性）】 (単位：件、百万円)

	23年9月迄累計		23年度下半期		24年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業者向け合計	79	785	88	806	13	49	180	1,640
農業者向け合計	8	33	6	19	2	6	16	58
合 計	87	818	94	825	15	55	196	1,698

【七十七東日本大震災復興支援ローン、七十七災害対策ローン（消費性）】 (単位：件、百万円)

	23年9月迄累計		23年度下半期		24年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保住宅	148	453	108	297	23	47	279	797
無担保住宅以外	856	1,305	580	959	122	197	1,558	2,461
合 計	1,004	1,758	688	1,256	145	244	1,837	3,258

注. 無担保住宅以外：マイカー、教育、生活支援の合計

## イ. 無担保住宅ローン（リフォーム口・借換口）

「リフォームローン」につきましても、平成 24 年 4 月より、名称を「無担保住宅ローン（リフォーム口・借換口）」に変更し、商品内容を拡充しております。商品内容拡充後の 2 カ月間（平成 24 年 4～5 月）の実績は 37 件、91 百万円となっております。

### 〔主な拡充内容〕

- ・震災により被害を受けた家屋の復旧資金需要等にも幅広く対応するため、融資金額を 7 百万円から 10 百万円に拡大しております。
- ・完済時の年齢制限を 75 歳から 80 歳に引き上げしております。
- ・融資期間を 15 年から 20 年に延長しております。
- ・お使いみちに「他金融機関等からのお借換え資金」を追加しております。

その他、保証協会保証付の震災関連融資、被災者の方向けの住宅ローン等の消費性貸出金につきましても、震災発生直後からこれまでの間、多数ご利用いただいております。震災後、平成 24 年 5 月末迄に、保証協会保証付の震災関連融資の実績は 3,791 件、861 億円、被災者の方向けの住宅ローンの実績は 1,674 件、312 億円となっております。

## ⑦本部渉外人員の増員によるコンサルティング機能の強化

### ア. 営業支援部隊の設置

当行では、東日本大震災からの復興や発展に向けた取組みを強化するため、営業店と連携し取引先の復興ニーズや各種ソリューションニーズに対応する支援活動を行う「営業支援部隊」を平成 23 年 5 月以降、営業支援部に設置しております。資金調達・資金運用の提案にとどまらず、各種ビジネスマッチングや復興特区税制等、お客さまの復興に役立つ情報、でんさいネット等の事業の効率化等にお役に立つ情報、事業承継・相続対策にお役に立つ情報等、様々なニーズを想定しお客さまの立場に立ったソリューションの提供を行っております。営業支援部隊の設置以降、平成 24 年 5 月末迄の訪問先数は、延べ 4,775 先、うち法人渉外担当者によるソリューション提案先数は、延べ 1,311 先となっております。また、平成 24 年 4 月から、全営業店を訪問する運動を展開し、お客さまと接する機会の一層の増加に努めております。

### イ. 地域振興部の人員の増員

地域振興部では、お客さまが国等の各種補助事業を申請する際のサポートや、地域の復興計画等に関する情報提供等を行っております。震災後、平成 24 年 5 月末迄の被災企業や進出企業、各自治体等との復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ 467 件となっております。

また、被災地域の自治体では、震災復興事業の計画策定等にかかる検討委員会や産学官ワーキング等が多数設置されておりますが、地域振興部の人員を 1 名増員し、営業店との連携を強化のうえ、こうした取組みに積極的に参画しております。

### ウ. アジアビジネス支援の強化

平成 23 年 3 月に新設したアジアビジネス支援室では、震災の影響等から海外との取引機会の拡大等を検討しているお客さまに対する支援や、既に海外に進出しているお取引先の資金調達支援等のニーズに積極的に対応しております。平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）のお取引先支援数は、延べ 299 件となっております。

## b. 信用供与の実施状況を検証するための体制

「震災復興委員会」およびその下部組織の「震災復興検討部会」では、震災関連の貸出状況の把握、震災復興に資する各種施策の審議やその実施状況についてモニタリングし、実効性に応じた施策の見直しを適宜行っております。「震災復興委員会」、「震災復興検討部会」は各々、平成24年5月末迄に計14回開催しております。

なお、「震災復興委員会」の審議事項および各種施策の対応状況については、取締役および監査役、本部部長が出席する「役員部長連絡会」において、計3回（平成24年5月末現在）報告され、経営陣による情報の共有化が図られております。

また、「役員部長連絡会」において、「新規・貸増・見込案件」および「倒産等に伴う破綻懸念先以下債権の発生状況」が毎月報告されており、貸出案件の進捗状況や当行全体の債権管理の状況を把握しております。このほか「金融円滑化推進委員会」において、被災地をはじめとする金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化の取組状況等について情報の共有化を図るとともに、金融円滑化推進管理の態勢整備等を行っております。なお、「金融円滑化推進委員会」は、震災後、平成24年5月末迄に計22回開催されております。金融円滑化推進管理の状況については、「取締役会」において、震災後、平成24年5月末迄に計5回報告されておりますほか、内部監査において、金融円滑化推進管理にかかる態勢整備の検証を行っております。

また、お客さまからの様々な苦情・要望・意見等を承るフリーダイヤルを活用し、お客さまの声を金融仲介機能の発揮に役立てております。

## B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

### a. ABL（動産担保融資）の推進

震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損している中、お客さまの商品在庫や売掛債権などの流動性の高い収益事業資産の価値に着目したABLは、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であり、こうした局面では極めて有効な手段であることから、当行ではABLに積極的に取り組んでおります。

平成23年度および平成24年度（5月末迄）のABLの実行実績は、16件35億円となっております。

・手形に代わる新たな決済手段として「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」による電子記録債権の取扱開始に向け、関係機関等において準備が進められております。当行では、平成24年2月に、石巻市内において、電子記録債権に関するセミナーを開催し、44社、62名のお取引先にご参加いただき、その仕組みや実務などをご紹介いたしました。ABLでは、在庫などの動産のほかに、売掛債権や工事請負代金債権等の電子記録債権も担保の対象になることから、その活用にも取り組んでおります。

・平成24年4月に、宮城県信用保証協会のABL保証制度において譲渡担保とする棚卸資産の評価掛目について、業務提携先であるツールバグループホールディングス株式会社による動産評価を活用した場合、評価掛目の引上げ運用を可能にするなど、ABLの一層の推進に向けた対応を行っております。

・平成 24 年 5 月に、動産担保の実態を把握する目利き力の強化を目的として、特定非営利活動法人日本動産鑑定等が創設した「動産評価アドバイザー」の資格認定試験を行員 5 名が受験し、全員が合格しております。



< A B L 実績の事例 > 乳牛



< A B L 実績の事例 > 大型クレーン

【 A B L 実行状況 / 震災以降】

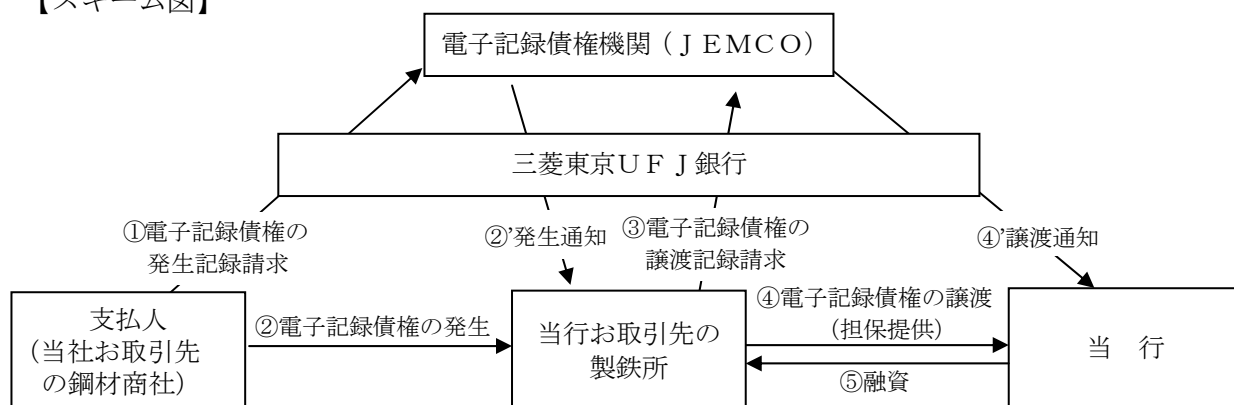
(単位：百万円)

業 種	実行月	担 保	震災関連	金 額
病院・介護施設	平成 23 年 3 月	診療報酬債権		30
金型製造、金属プレス加工	平成 23 年 3 月	金属製品		40
金型・精密機械製造	平成 23 年 4 月	工作機械		35
介護施設	平成 23 年 4 月	介護報酬債権		7
介護施設	平成 23 年 5 月	介護報酬債権		40
建 設	平成 23 年 6 月	クレーン船舶	○	160
クレーンリース	平成 23 年 8 月	建設機械	○	100
酪 農	平成 23 年 8 月	乳牛	○	10
クレーンリース	平成 23 年 9 月	建設機械	○	100
畜 産	平成 23 年 9 月	肉牛	○	50
病院・介護施設	平成 23 年 10 月	診療報酬債権		200
病院・介護施設	平成 23 年 10 月	診療報酬債権		240
造 船	平成 23 年 11 月	造船鋼材他	○	1,800
製 鉄	平成 24 年 2 月	電子手形債権	○	500
病院・介護施設	平成 24 年 2 月	介護報酬債権		100
病院 (個人)	平成 24 年 3 月	診療報酬債権	○	11
建築資材・生コン販売	平成 24 年 3 月	一般売掛債権	○	150
衣料品販売	平成 24 年 5 月	衣料品		25
合 計 (18 件)				3,598
うち震災関連 (9 件)				2,881

### 【取組事例No. 1】電子記録債権を活用したABL

- ・製鉄業のA社は震災の影響により、石巻工場に大きな被害を受けましたが、震災直後から復旧対策本部を立ち上げ、全社一丸となつての復旧作業を行った結果、平成23年12月、被災前と同様の生産体制へ完全復旧を果たしました。
- ・当社取引先には津波による浸水地域にある鉄スクラップ収集業者等も多く、当該取引先の復旧に伴い鉄スクラップ等の持込みが拡大すること、また異形棒鋼（鉄筋）をはじめとする当社製品は、被災地域にある設備復旧において必要不可欠であることから、今後増加することが確実な運転資金の調達課題となっていました。
- ・A社の資金ニーズを把握した当行は、三菱東京UFJ銀行の100%出資子会社である「JEMCO（日本電子債権機構株式会社）」との提携による電子記録債権を活用したABLにより、復興事業にかかる運転資金等にご利用いただいております。

#### 【スキーム図】



#### b. 財務制限条項活用融資をはじめとするビジネスローンの推進

当行では、中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給を行うため、無担保・固定金利・第三者保証人不要の融資商品をはじめとする財務制限条項付貸出を行っております。震災後、平成24年5月末迄のご融資の実行実績は74件、35億円となっております。

このほか、平成23年12月には、経営者以外の第三者の個人保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立を目的として、保証人の取扱方法等の見直しを実施しております。

#### c. 銀行保証付私募債の推進

当行では、お客さまの長期・固定金利での資金調達ニーズに対応するとともに、その発行が適債基準を充足した優良企業に限られ、お客さまの対外取引上のイメージアップにもつながる銀行保証付私募債の推進を図っております。平成24年3月には、震災からの復旧・復興に取り組む企業を対象に、引受手数料を、通常の保証付私募債から0.20%優遇し、0.05%とした「77復興私募債」の取扱いを開始しております。

平成23年度および平成24年度（5月末迄）の銀行保証付私募債の受託額は15件、17億円となっておりますが、うち77復興私募債は7件、10億円を受託しております。

## (2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

### A. 被災者への信用供与の状況

#### a. 震災に係わる事業性貸出金の状況

当行では、震災からの復興を金融面から十分に支援するため、震災直後から、地域の事業者の皆さまに対するご融資を積極的に行っております。震災直後は、年度末を前に増加傾向にあった事業者の皆さまの決済資金等の運転資金を中心とした需要に速やかにお応えいたしました。

下記に、震災に係わる事業性貸出金の実行状況を記載しておりますが、平成 23 年度下半期は、津波により被害を受けた建物の復旧資金、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のつなぎ資金等を中心に、平成 23 年 9 月迄の実績と比べ設備資金の需要が増加し、これらに迅速に対応しております。また、保証協会保証付の貸出については、宮城県、仙台市等の自治体より利子補給制度による支援策が実施されている制度融資もあることから、被災されたお客さまの負担軽減につながる融資商品として積極的に推進しております。

このような取組みの結果、平成 24 年 5 月末迄の震災関連の事業性貸出金の実績は、合計で 4,612 件、1,612 億円となっております。

#### 【震災関連貸出の実行状況】

(単位：件、百万円)

	23年9月迄累計		23年度下半期		24年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運転資金	2,133	62,069	1,445	46,822	171	8,366	3,749	117,257
設備資金	356	10,877	445	29,711	62	3,305	863	43,893
合 計	2,489	72,947	1,890	76,533	233	11,671	4,612	161,151

#### b. 震災に係わる住宅ローン等消費性貸出金の状況

震災により被害を受けた個人の方の生活再建に向けた取組みを支援するため、平成 23 年 4 月 1 日より、住宅ローンを新規に利用する被災者の方については特別金利の適用を開始しましたほか、平成 23 年 4 月 25 日からは、既存のローン商品よりもお借入の条件を緩和（返済期間の長期化、金利の引下げ等）した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始し、個人の被災者の方の資金需要に積極的にお応えしております。平成 24 年 5 月末迄の実績は、被災者の方向けの住宅ローンが 1,674 件、312 億円、無担保ローンが 1,837 件、33 億円となっております。

また、当行では、被災された方の生活再建支援の観点から、借入当初 5 年間を無利子とする住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の取扱いにも積極的に取り組んでおります。平成 24 年 5 月迄の受理実績は、2,110 件、341 億円と全国における受理実績の 4 割（全国 1 位）を占めております。

【被災者の方向けの住宅ローン等の実行状況】

(単位：件、百万円)

	23年9月迄累計		23年度下半期		24年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン	402	7,550	968	18,069	304	5,611	1,674	31,230
無担保ローン(注)	1,004	1,758	688	1,256	145	244	1,837	3,258

注. 七十七東日本大震災復興支援ローンおよび七十七災害対策ローンの消費性貸出金（リフォーム、マイカー、教育、生活支援等）

【住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の受理実績】

(単位：件、百万円)

	23年9月迄累計		23年度下半期		24年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	839	12,564	1,010	17,134	261	4,376	2,110	34,074

注. 速報ベース。平成 24 年 6 月 5 日現在。

**B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況**

**a. 東日本大震災後の被災地域における復興ニーズの把握と復興支援に向けた対応**

東日本大震災は、当行の営業基盤である宮城県全域に被害をもたらしましたが、沿岸部・内陸部など立地条件や、直接被害・間接被害などの違いにより、お客さまからの金融機関に対するニーズも多岐にわたっております。当行は、復興支援にあたり、それらニーズの把握に努め、お客さま毎のニーズに対応するソリューションを提供しております。

**①取引先訪問運動の実施およびコンタクト情報の本部・営業店における共有**

当行では、平成 19 年より、営業店行員による取引先訪問運動を展開し、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供しております。また、訪問時に入手したコンタクト情報につきましては、渉外支援・顧客管理システムへ速やかに登録しており、定型化した情報を体系的・一元的に管理し、更に、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能の発揮を図っております。

平成 23 年度には 10 月からの 3 カ月間、平成 24 年度には 4 月からの 3 カ月間に、本運動を実施しており、平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）の訪問件数は延べ 407,954 件となっております。

【訪問件数】

(単位：件)

	23年度 上半期	23年度 下半期	24年4月～5月	累 計
訪問件数	115,973	207,260	84,721	407,954

**②役付役員によるお客さま訪問**

従来は定例的な訪問が中心であった役付役員によるお客さまへの訪問について、平成 23 年 7 月より、従来の枠組みに捉われず、震災関連の案件組成への対応などお客さまにとって有用なタイミングで訪問することを推進した結果、平成 23 年度は 106 カ店の営業店のお取引先、延べ 720 先（対前年度比 119 先増加）の訪問につながりました。

### ③本部の活用

営業店だけでは解決が難しい、専門性の高い踏み込んだニーズを持つお客さまに対しても、迅速・的確に対応できるよう、審査部による出張審査や営業支援部に設置した営業支援部隊による顧客訪問・相談の受付を実施しております。

出張審査の実施状況はP.4に、営業支援部隊の活動状況はP.8に記載しております。

## b. 復興のステージに合った金融仲介機能の発揮

### ①金融円滑化の推進

#### ア. 貸出条件変更等への対応

当行では、震災の影響により事業の継続や融資の返済等に支障をきたしているお客さまを支援するため、お客さまの被災状況等に応じ、約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施しております。平成24年5月末現在、約定返済の一時停止は173先、貸出残高84億円、貸出条件変更の締結先数は2,415先となっております。

また、当行では住宅金融支援機構の災害特例による返済条件変更制度への対応を行っておりますが、当行の取扱いは承認ベースで1,128件となっており、全国受理件数3,923件の約3割（全国1位）を占めております。

#### 【約定返済一時停止の実施状況】

（単位：先、百万円）

		23年3月	23年4月 (ピーク)	23年9月	24年3月	24年4月	24年5月
事業性貸出	先数	539	826	201	81	76	74
	残高	78,863	98,058	15,244	13,656	13,727	6,919
うち中小企業	先数	536	825	201	81	76	74
	残高	68,157	91,798	15,244	13,656	13,727	6,919
住宅ローン	先数	764	1,309	449	125	106	89
	残高	12,344	20,062	6,602	1,887	1,660	1,415
その他	先数	138	220	57	13	10	10
	残高	1,360	2,276	686	121	100	105
合計	先数	1,441	2,355	707	219	192	173
	残高	92,569	120,396	22,533	15,664	15,488	8,439

注. 約定返済一時停止先の残高は、対象先の総与信残高

#### 【約定返済一時停止の解消事由】

（単位：先）

解消事由	事業性貸出		住宅ローン	
	先数(注)	割合	先数(注)	割合
完済	59	8%	151	12%
約定返済再開	277	35%	661	54%
条件変更	445	57%	412	34%
合計	781	100%	1,224	100%

注. 23年4月に一時停止していた先のうち、24年3月末迄に一時停止を解消した先



## 【貸出条件変更契約の締結状況】

(単位：先、百万円)

		23年9月迄 累 計	23年度 下半期	24年4月～5月	累 計
事業性貸出	先数	886	385	55	1,326
	残高	94,450	21,590	2,784	118,824
うち中小企業	先数	886	382	55	1,323
	残高	94,450	18,503	2,784	115,737
住宅ローン	先数	575	365	58	998
	残高	7,944	5,182	656	13,782
その他	先数	59	29	3	91
	残高	307	159	18	484
合 計	先数	1,520	779	116	2,415
	残高	102,701	26,931	3,458	133,090

注. 貸出条件変更契約締結先の残高は、対象先の総与信残高

## 【貸出条件変更契約の締結状況（住宅金融支援機構）】

(単位：件)

		23年9月迄 累 計	23年度 下半期	24年4月～5月	累 計
住宅金融支援機構利用者		576	485	67	1,128

注. 住宅金融支援機構融資の災害特例による返済条件変更制度への対応は平成23年5月16日取扱開始。  
件数は平成24年6月5日現在、住宅金融支援機構東北支店の承認ベース。

## イ. 被災されたお客さまに対する弾力的な取扱い（特例措置）の継続と被災者向けの商品の活用

当行では、震災により被害を受けたお客さまの生活再建および復興支援を図る観点から、ご利用中のお借入れに関するご相談に、柔軟に対応しております。

住宅ローンについては、借入金の元金返済据置や借入期限の延長、最長2年間の元金返済据置等の特例措置を承っております。また、お支払いの一時停止期間中に発生した利息の返済については、当該利息の分割返済のお取扱いを行うなど柔軟な対応に努めております。当初、上記住宅ローンにかかる特例措置の取扱期限を平成24年3月31日迄としておりましたが、被害を受けた皆さまの生活再建を支援する観点から、平成24年4月以降も引続き同様のお取扱いを承っており、平成24年5月末迄の本取扱いの実績は434件となっております。

また、被災者の方向けの商品である「七十七東日本大震災復興支援ローン」につきましても、商品内容を拡充のうえ、当初、平成24年3月30日迄としておりました取扱期限を、平成25年3月31日迄延長いたしております。お取扱いの実績はP.7に記載しております。

## 【住宅ローンの条件変更にかかる特例措置の実行状況】

(単位：件)

		23年度 上半期	23年度 下半期	24年4月～5月	累 計
住宅ローン		185	218	31	434

## ウ. 本部による支援の強化

当行では、実際にお客さまと接する営業店窓口の相談受付態勢の維持・強化を図るため、審査部が営業店を訪問して行員等へ指導を行う、本部による金融円滑化にかかる営業店支援を強化しております。具体的には、お取引先に対する事業再生・経営改善計画策定等の支援に関する指導・助言や、被災されたお客さまからの相談に対する真摯かつ柔軟な対応等について指導を実施しております。

震災後、平成24年5月末迄の本部による営業店支援・指導実績（対象）は、175カ店、266名となっております。

【出張審査や案件審査担当者を中心とした営業店モニタリング等による、金融円滑化にかかる営業店支援・指導の実施状況】 (単位：カ店、人)

	23年度 上半期	23年度 下半期	24年4月～5月	累 計
臨店数	91	74	10	175
面談（指導）行員数	110	135	21	266

## エ. 相談会等への行員派遣の継続

東北財務局や宮城県では、震災による被害が大きかった地域において、金融円滑化に関するご相談への対応や各種制度融資のご案内等、金融面での支援を行うための出張相談会を開催しております。当行では、積極的に行員を相談員として派遣し、開催に協力しております。震災後、平成24年5月末迄の派遣実績は計11回、延べ42名となっております。

## ②二重債務問題の解決に向けた適切な対応と事業再生支援の強化

### ア. 企業支援室の体制強化等による事業再生支援の実施

当行では、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みを支援するため、企業支援室の体制を強化しております。企業支援室における事業再生支援の実施状況等については、P.4～6に記載しております。

また、営業店においても、事業再生・経営改善支援に継続的に取り組んでおりますが、実施状況等については、P.5～6に記載しております。

### イ. 外部機関の活用による再生支援の実施

#### ・ 中小企業再生支援協議会等の活用

当行では、従来、企業再生の強化策として宮城県中小企業再生支援協議会との人材派遣を含めた連携の強化を図ってまいりましたが、東日本大震災により被災した企業の再生に向けた支援についても同協議会等の公的支援機関を活用しております。震災後、平成24年6月末迄に、3先のお取引先の事業再生について同協議会の支援を受け、事業再生計画の策定（うち再策定2先）を行っております。

また、平成24年6月末現在、1先のお取引先について、同協議会の支援を受けながら経営改善計画の策定に向け具体的に準備を進めております。

更に、被災地の復興を積極的に支援するため、以下のとおり、株式会社企業再生支援機構の活用も行っております。

## 【取組事例No.2】企業再生支援機構の活用による再生支援の実施

- ・創業 90 年を超える国内有数の内航船建造メーカーである B 社は、津波によって生産設備に甚大な被害を受けました。
- ・当行は、B 社の強みである顧客基盤と技術基盤が被災によって損なわれておらず、B 社が地域の復興にとって有用な経営資源を有していること等から、事業再生に向けた支援を行うことといたしました。
- ・しかし、B 社は複数の金融機関と取引があり、支援を行う上で調整が必要であったことなどから、当行は、第三者的な視点と専門的な知見・機能を有する株式会社企業再生支援機構に対して B 社と連名で支援要請を行いました。
- ・平成 24 年 2 月、同機構は B 社の支援を決定し、当行は事業再生計画に基づき以下の要請を受けました。
  - ・債権放棄の実施。
  - ・支援決定から買取等決定日（平成 24 年 3 月）まで、設備資金最大 41 億円、運転資金最大 41 億円の対応。
  - ・買取等決定日から平成 25 年 3 月末まで最大 95 億円、以降最大 69 億円の運転資金の対応。また、運転資金のうち 34.5 億円についての将来的な資本性借入金への移行。
- ・平成 24 年 3 月、B 社の事業再生計画に他の金融機関等が同意し、私的整理が成立しました。
- ・私的整理成立直後から、当行は行員 2 名を B 社に派遣し、人的な面からも支援しております。
- ・今後も、地域の復興に最大限の支援を行うべく、同機構と慎重に検討を重ね、支援依頼に基づき必要な資金対応等を行うほか、他の金融機関と連携を図り、B 社の事業再生に向けて取り組んでまいります。

### ・外部コンサルタント・外部専門家との連携

当行は、従来、経営コンサルタントや公認会計士等の外部専門家と連携し、専門的な知見を活用した経営改善計画の策定支援、デューデリジェンスおよび計画の履行段階における助言等を通じ、お取引先の経営改善、事業再生支援を実施しております。被災地や被災された皆さまの震災からの復興状況により、再生案件に係わる専門性が更に高度化・多様化することを見込み、震災後、平成 24 年 5 月末迄に、新たに 1 先と顧問契約を、7 先と秘密保持契約を締結し、公的支援機関を含む計 23 先の外部専門家等と連携いたしております。

外部専門家等との連携を活用した経営改善計画策定支援実績は、震災後、平成 24 年 5 月末迄で、21 先となっております。

## ウ. 信用保証協会および他の金融機関と連携した再生支援の実施

当行は、お客さまの事業再生や経営改善の支援等、復興に係わる支援策を確実に実施していくため、経営改善計画や貸出条件変更対応への合意等、宮城県信用保証協会および他の金融機関との連絡・調整に積極的に取り組んでおります。震災後、平成 24 年 5 月末迄に、25 先のお取引先について、他機関と連携しながら経営改善計画の策定や貸出条件変更等の再生支援に取り組んでおります。

### 【取組事例No.3】外部コンサルタントの活用、信用保証協会および他の金融機関との連携等による事業再生支援

- ・水産加工業のC社は、津波により工場が壊滅的な被害を受け、営業の停止を余儀なくされました。
- ・当行は、当社への継続的な訪問等を通じ、早い段階から当社の復興シナリオ策定を支援し、特に設備投資の資金調達方法を検討いたしました。その結果、全ての金融機関が納得する事業再生計画の策定が不可欠であると考え、事業再生に経験豊富な外部コンサルタントを当社に紹介いたしました。
- ・外部コンサルタントの支援により策定された計画をもとに、補助金や無利子融資制度の申請手続き、信用保証協会や政府系金融機関と協調した既存の借入金の条件変更対応が円滑に進められたほか、当行は長期運転資金 80 百万円と補助金等交付迄のつなぎ資金 347 百万円のニーズにお応えいたしました。更に、当社の遊休不動産売却にかかる情報提供や希望先の紹介など、幅広く当社の相談にお応えしております。

### エ. 金融支援の実施や宮城産業復興機構との連携等を活用した抜本的な事業再生支援の実施

#### ・DDS（デット・デット・スワップ）、DES（デット・エクイティ・スワップ）の活用

震災によって過剰となってしまった債務を劣後化もしくは株式化により実質的に圧縮するDDSやDESは、事業者の財務状態あるいは信用状態を改善し、再建可能性を高める有効な手法であります。

平成24年6月末現在、1先（化学製品製造業）のお取引先に対してDDSを導入いたしました。

当該取引先は、震災前は取扱製品の一部が国内において高いシェアを誇るなど有用な経営資源を有していたものの、東日本大震災に伴う津波により工場が甚大な被害を受け、DDSの導入が効果的な再生方策であると判断される状況となっていたものです。DDSの導入により、当該取引先は資金繰りが安定し、事業再生に集中できる一方、当行にとっては、当該取引先に対する支援姿勢を協調融資行等に明示でき、再生可能性を高めることができるという効果を期待するものです。

また、平成24年6月末現在、4先のお取引先に対するDDSの活用可能性について検討しております。

お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、引続きDDSの導入が有効なお取引先を検討していくとともに、DDSの有効活用を進めてまいります。

#### ・宮城産業復興機構等を活用した支援

平成23年12月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県および当行ほか宮城県内金融機関との共同出資により、宮城産業復興機構が設立されたほか、本機構の設立に先がけて、平成23年11月には、宮城県産業復興相談センターが設置され、震災の被害を受けられた事業者等からの事業再生に向けた相談業務が開始されております。

当行は、事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図る観点から、債権の買取りに限らず、多様な支援メニューを有している宮城県産業復興相談センターを有効に活用しております。平成 24 年 6 月末現在、宮城県産業復興相談センターの支援決定を受けた 4 先のお取引先について、震災からの復興、事業再生に向けた計画に同意しております。なお、16 先のお取引先について、同機構の活用についての相談をお受けしており、内 2 先のお取引先については債権買取りに向けて協議中であります。

また、平成 24 年 5 月、宮城県産業復興相談センターと同様の機能をもつ岩手県産業復興相談センターの支援決定を受けた 1 先のお取引先についても、事業再生計画に同意し、岩手県産業復興機構による債権買取りに応じることを決定しております。

#### ・東日本大震災事業者再生支援機構を活用した支援

平成 24 年 2 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、被災した小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的な支援対象とし、債権買取りに加え、出融資や債務保証など、様々な支援機能を有する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が関連法令に基づき設立されております。

当行は、被災されたお取引先の再生支援をより円滑に進めるため、平成 24 年 5 月に、東日本大震災事業者再生支援機構と秘密保持契約を締結し、同機構との連携強化を図っております。

また、同機構と当行ほか取引金融機関が調整を行った結果、平成 24 年 6 月末現在、1 先（水産加工業）に対し同機構が債権買取り等の実施による支援を決定しております。当該取引先は、震災前は取扱製品が国内において極めて高いシェアを誇り、地元経済への影響大であったものの、東日本大震災に伴う津波により工場が壊滅し、一時は操業停止状態に陥るなど深刻な状況に至っていたものです。東日本大震災事業者再生支援機構の支援により、当該取引先は、震災前の借入が足かせとなって新規借入ができない、いわゆる二重ローンの状態を払拭し、工場の復旧や原料の買付けを行うことができるようになり、再生を果たすことが可能になるものです。当該取引先のほか、4 先のお取引先について債権買取り等に向けて協議中であります。

他の取引先に対しても、必要に応じて東日本大震災事業者再生支援機構と連携し、同機構を有効に活用した再生を進めてまいります。

#### ・復興支援ファンド（事業再生ファンド）の組成・活用

##### 〔東日本大震災復興ファンド〕

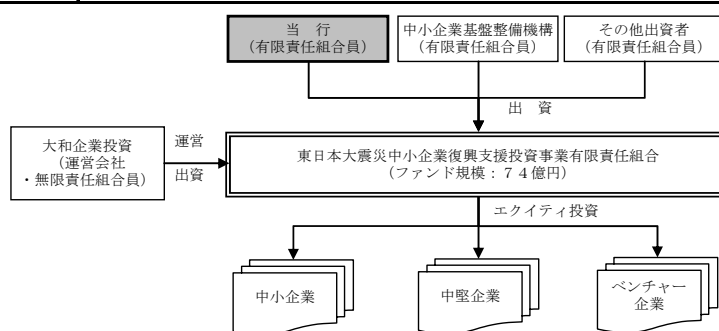
当行は、平成 23 年 8 月に、東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、株式会社日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興ファンド（正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立しております。平成 24 年 5 月末現在、ファンドを通じて、3 先のお取引先に対し、合計 5 億円の劣後ローン等による資金供給が図られております。このほか、4 先のお取引先について導入を検討しております。

## 〔東日本大震災中小企業復興支援ファンド〕

当行は、平成 24 年 1 月に、大和企業投資株式会社と提携し、被災地域の未上場企業に対する資本性資金の供給（エクイティ投資）を通じ、被災地域の復興に貢献することを目的として、東日本大震災中小企業復興支援ファンド（正式名称「東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合」）を組成しております。平成 24 年 6 月末現在、1 先のお取引先に対する、ファンドを活用した転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）および種類株式（優先株式）による投資が実行されており、被災された企業の復旧・復興のための資金調達ニーズや財務基盤増強ニーズにお応えしております。このほか、3 先のお取引先について導入を検討しております。

### 【東日本大震災中小企業復興支援ファンドの概要】

名 称	東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合
規 模	74億円（平成24年3月末現在）
設 立	平成24年1月31日
出 資 者	無限責任組合（運営者）大和企業投資(株) 有限責任組合 当行、中小企業基盤整備機構 他
期 間	存続期間 設立より12年（3年以内の延長を行うこともあります） 投資期間 設立より7年



### ・今後の事業継続が困難とみられるお取引先への支援

当行は、お取引先の事業再建の可能性をできる限り模索しつつも、場合によっては、これを断念せざるを得ないケースも視野に入れ、営業店と本部の連携や公的支援機関、外部専門家等の活用を図り、コンサルティング機能の発揮に努め、事業譲渡や会社分割等、お取引先の経営資源や資産の有効な活用等に向けたソリューションを適時適切に提供できるよう取り組んでおります。

### 【取組事例No. 4】 廃業を決意した被災企業の従業員および事業引受けにかかる資金需要への応需

- ・機械器具製造・メンテナンス業のD社では、震災により壊滅的な被害を受け廃業を検討していた塗装外注先X社から、従業員の受入れを前提とした事業引受けの要請を受け、外注業務の内製化によりコスト削減が図られること、引受事業が新たな収益事業となる可能性があること等から、X社の要請に応えることとしました。
- ・当行では、営業店と本部の営業支援部隊の連携により、D社の新規事業開始にあたり必要となる50百万円の設備資金ニーズにお応えし、震災の影響により廃業するX社がもつ人材やノウハウの活用実現を支援いたしました。

## オ. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用状況等については、P. 6～7に記載しております。

## ③資金供給手段の多様化

### ア. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用

東日本大震災により被災された中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されております。

当行は、震災により被害を受けたお客さまを、国や宮城県と一体となって支援するため、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」制度の取扱開始前から、地域のお客さまに対して、ご案内等を積極的に行ってまいりましたほか、補助金が交付されるまでのつなぎ資金や補助金では賄い切れない自己資金部分にあたる資金需要にも積極的にお応えしております。平成 24 年 5 月末現在の本件事業にかかるつなぎ資金の応需実績は 74 先、90 億円、自己資金部分にかかる資金への応需実績は 37 先、45 億円となっております。

その他、被災した水産業共同利用施設の早期復旧・復興を支援する「宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業」や被災された商店街等が実施する復興イベントや施設整備事業を支援する「地域商業活性化支援事業」、被災地域における農業生産の再開を図るための施設・機械等の共同利用を支援する「東日本大震災農業生産対策交付事業」などを活用し、復興に取り組むお客さまに対しても、つなぎ資金の需要にお応えするなど積極的な対応を行っております。

例えば、「宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業」などは、津波により設備等に大きな被害を受けた沿岸部のお客さまを中心に活用されておりますが、他の地域に比べ沿岸部のお取引先の多い石巻・気仙沼地域における、平成 24 年 5 月末現在の本事業にかかるつなぎ資金の応需実績は 12 先、24 億円、自己資金部分にかかる資金への応需実績は 4 件、2 億円となっております。また、平成 24 年 6 月以降には、20 億円を超える同種資金の応需を予定しております。

#### 【取組事例No. 5】 中小企業庁によるグループ補助金のつなぎ資金需要への応需

- ・水産加工業のE社は、津波により本社建屋および冷凍庫、加工場が全壊となる甚大な被害を受けましたが、当行は震災直後から頻繁な訪問等を継続し、既存のお借入にかかる約定返済の一時猶予に応じる一方で、当社の再建計画の策定や資金計画の相談にも丁寧に対応してまいりました。
- ・当行は、本部によるサポートも行いながら、当社が総額 2,200 百万円を超える設備投資に活用する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」のつなぎ資金 1,500 百万円（うち 651 百万円実行済み）にお応えするほか、宮城県の制度融資（企業立地資金）の活用により、残る設備資金ニーズに長期・固定金利で 500 百万円の応需を予定しております。
- ・新工場は、HACCP対応の環境配慮型工場であるほか、自家発電設備を設置し、津波からの避難場所等、災害時にも対応できる施設として、平成 24 年中に稼働予定となっております。

### 【取組事例No.6】水産庁による復旧補助金つなぎ資金需要への応需

- ・ 当行の沿岸部の営業店では、宮城県の中心産業である水産加工業の早期復旧が当地の復興に不可欠であるとの認識から、本部と連携のうえ、地元のお客さまに対し、各種補助事業の制度内容について説明を行ったほか、申請書類作成に関する助言などのサポートを精力的に実施してまいりました。
- ・ そうした支援を行っていたお客さまの中で、沿岸部のお取引先 10 社で構成される水産加工関連のグループFが、水産庁による「宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業」の補助金交付の決定を受けましたが、冷凍施設建築にかかる業者への支払いが補助金の受領に先行したことから、当行は、つなぎ資金需要 520 百万円にお応えし、復興に向けた地元企業の取組みを支援いたしました。今後発生する見込みのつなぎ資金需要 88 百万円についても、引続き、当行にてお応えする予定としております。

### イ. ABL（動産担保融資）、銀行保証付私募債ならびに支払保証を活用した信用供与等の実施

当行は、金融仲介機能を十分に発揮する観点から、被災された皆さまの資金調達手段の多様化を図り、ABLや銀行保証付私募債の活用積極的に取り組んでおります。ABLの活用状況等については、P.9～11 に、銀行保証付私募債の活用状況等については、P.11 に記載しております。

このほか、震災に伴うお客さまのお取引における信用力の低下を補完するため、支払保証の活用提案等による支援も行っております。

### 【取組事例No.7】被災水産加工業者に対する支払承諾実行

- ・ 水産加工業のG社は、震災による加工工場の全壊等から信用力が低下し、仕入取引先より、今後の取引にかかる現金担保の差入れを要請され、取引継続のためやむなく手許資金にて保証金を差入れしていました。
- ・ 当社への継続的な訪問等により、資金効率性を向上させたいという当社のニーズを捕捉した当行は、営業店と本部の連携を図りながら、当行の保証書の差入れによる代替策を提案し、当該支払債務にかかる 30 百万円の支払保証を承諾するに至り、当社の信用力補完ニーズにお応えいたしました。

### ウ. 農林水産業に対する取組強化

地域の震災からの復興のためには、宮城県の産業を支えている農林水産業の再生が必要不可欠との認識から、アグリビジネスを支援するため、農業経営アドバイザーの育成に努め、平成 23 年度中に資格取得者を 12 名から 16 名に増加させるなど、体制整備に取り組んでまいりました。また、農業者向け信用供与の推進強化を図るため、平成 23 年 11 月には、公的保証機関である宮城県農業信用基金協会を活用した定型融資商品「77アグリビジネスローン＜美の里＞」の取扱いや、宮城県からの利子補給等により実質無利子、無保証料となる特例措置を適用した「農業近代化資金（一般口）」の取扱いを開始するなど、アグリビジネス支援への取組みを拡充しております。取扱い開始から平成 24 年 5 月末迄の実績は、「77アグリビジネスローン＜美の里＞」が 8 件、62 百万円、「農業近代化資金（一般口）」が 3 件、281 百万円となっております。



また、当行では、「東北ブロック 6 次産業化推進行動会議における金融分科会」に委員を派遣するなど、6 次産業化の推進に積極的に取り組んでおります。平成 23 年 12 月には、野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社と連携し、「6 次産業経営力向上セミナー」を開催し、6 次産業化を実践している農業法人等による講演を行い、78 名の農業経営者等にご参加いただきました。

#### 【取組事例No.8】甚大な津波被害を受けた農業生産法人の再建支援

- ・宮城県・仙台市等の主催により、平成 23 年 10 月に 2 日間にわたって開催された「みやぎまるごとフェスティバル 2011」の当行出展ブース「震災復興にかかる相談窓口」において、全ての農業生産設備を津波で流失した農業生産法人 H から、農業再開にかかる相談を受けました。
- ・当行は、本部の農業経営アドバイザーの資格を有する行員と営業店が連携し、「東日本大震災農業生産対策交付事業」等の活用の提案ならびに農業再建計画の策定支援を行うなど、被災農家の復旧に向けたコンサルティング機能を発揮いたしました。この結果、当行は、再建に必要な設備資金 6 百万円および交付金のつなぎ資金 10 百万円にお応えし、当法人の事業再開に貢献いたしました。
- ・また、事業再開に必要なトラクター等の農業用機械の取得に際し、当行取引先の販売業者を紹介した結果、双方のニーズが合致し取引成約に至りました。
- ・更に、事業再開後、野菜、米等の卸売部門の立上げに際し、運転資金 6 百万円のニーズにお応えし、新たな販売先との取引開始を支援いたしました。

#### 【取組事例No.9】被災農地の復興アグリ事業にかかる資金需要への応需

- ・沿岸部の被災農家数名により設立された農業生産法人 I は、被災農地の復興アグリ事業として、塩害に悩む被災農地への省エネ型水耕栽培プラント設置による野菜の通年栽培ならびに栽培した野菜の外出チェーンやスーパーへの直接納入事業を計画しました。
- ・当行では、公的な補助事業やご融資に関する制度のご案内等、様々な情報提供を行い、その結果、農林水産省直轄の「東日本大震災農業生産対策交付金事業」にかかる補助金のつなぎ資金 175 百万円にお応えいたしました。また、水耕栽培プラント設備にかかる 80 百万円の資金需要に対し、実質無利子となる東日本大震災の特例措置を適用した「農業近代化資金（一般口）」をご案内し資金ニーズにお応えいたしました。

### c. 地域の復興に向けた取組み

#### ①リレーション強化

#### ア. 取引先訪問運動を通じた地域とのリレーション強化

当行では、平成 19 年より、営業店行員による取引先訪問運動を展開しており、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要なとされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供できるよう渉外活動を行っております。取引先訪問運動の実施状況等については、P. 13 に記載しております。

## イ. 営業支援部隊による情報営業の強化

営業支援部ソリューション営業課の営業支援部隊は、営業店における取引先訪問運動によるヒアリングや渉外支援・顧客管理システムに登録された情報等を通じて復旧・復興案件を発掘し、更にお客さまを訪問し、直接のリレーションを構築することによってニーズを深掘りし、専門性の高いソリューション営業を実践しております。

営業支援部隊の設置（平成23年5月）以降、平成24年5月末迄のお取引先訪問先数は、延べ4,775先、うち復興支援関連は790先となっております。

## ウ. 地域振興課による情報提供の強化

地域振興部地域振興課は、被災企業や進出企業、各自治体等を訪問・面談することにより、直接的にリレーションを構築しながら、各種補助事業にかかる申請のサポートや地域の復興計画に関する情報提供等を行っております。震災後、平成24年5月末迄の復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ467件となっております。

## ②ソリューション営業の強化

### ア. 国内ビジネスマッチング

#### ・ 日常の情報営業を活用したビジネスマッチング

当行では、震災以前より、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、営業店における日常の情報営業を活用したビジネスマッチングの推進に積極的取り組み、お客さまの新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供に努めております。震災以降は、瓦礫の撤去や建物の修繕にかかる業者の紹介、事業所の移転・再開にかかる土地や中古物件の情報提供等、復興に向けた新たなニーズが発生しており、継続して情報提供に努め、お客さまの事業活動を支援しております。

#### 【取組事例No.10】 代替仕入先の確保にかかるビジネスマッチング

- ・ 入院・給食設備を有するJ病院では、震災により食材や燃料等の仕入先が被災したことから緊急で仕入先の確保が課題となりました。
- ・ J病院のソリューションニーズを把握した当行は、お取引先の食材納入業者および薪燃料販売業者を迅速に紹介した結果、商談が成立し、J病院では、震災直後も入院患者約300人分、1日1,000食以上の給食を欠かすことなく提供することができました。

#### 【取組事例No.11】 在庫買取先の確保にかかるビジネスマッチング

- ・ 水産加工業のK社は、震災により本社・工場が被災したほか、経営者が犠牲となり事業再開に目処が立たないなか、当面の資金確保のため、内陸部に保管してあった冷凍食品在庫の買取先を探していました。
- ・ K社が置かれている状況を把握した当行は、かつてK社と取引関係にあった卸売業者に対し、K社の在庫の買取りを打診した結果、全量の買取りが成立し、K社の事業資金確保に貢献いたしました。

## ・商談会の開催による販路拡大等の支援強化

当行では、商談会の開催にも積極的に取り組んでおります。

平成 23 年 11 月には、地方銀行 37 行と合同で東京ビッグサイトにて「地方銀行フードセレクション 2011」を開催いたしました。当日は 613 社（うち当行取引先 13 社）が出展し、来場した 1 万名以上の首都圏スーパー・百貨店・外食企業等のバイヤーへ食材を P R しました。



また、同月、宮城県と連携して、仙台市内において「みやぎ復興ビジネス商談会」を開催し、当日は、94 社の食品製造業者が参加し、来場した 53 社のバイヤーとの間で延べ 583 件の商談が行われました。更に、平成 24 年 4 月には、津波被害が甚大だった石巻市内において「復興応援商談会 in 石巻」を開催し、石巻地区の水産加工業者を中心に 50 社のお取引先が参加し、当行が首都圏から招聘した 20 社のバイヤーとの間で延べ 204 件の商談が行われました。

その他にも、全国各地の商談会等に参加し、宮城の食材や観光の P R 等を行っております。

### 【その他商談会への参加等／平成 23 年度下半期以降】

開催時期／会場	内 容
平成 23 年 10 月／ 宮城県庁他	「復興へ頑張ろう！みやぎまるごとフェスティバル 2011」へのブース出展 ・「復興応援エリア」での「震災復興にかかる相談窓口」の設置
平成 23 年 11 月／ 石川県産業展示館	「第 7 回 F I T ネット商談会」における東北応援コーナーの出展 ・宮城の食材や観光等を P R
平成 23 年 11 月／ 東京銀座	「気仙沼の食と観光・物産キャンペーン」の開催協力 ・気仙沼商工会議所が主催する「東日本復興応援プラザ in 銀座」にて気仙沼を P R
平成 23 年 12 月／ 大阪国際会議場	「ビジネス・エンカレッジ・フェア 2011」への特別参加 ・東北出展ブースでの観光 P R、東北物産品販売支援
平成 24 年 1 月／ ナゴヤドーム	「第 9 回 Business Link 商賣繁盛 at NAGOYA DOME」への参加 ・宮城県などとブース出展。県内自動車関連企業の復興状況の発信、観光 P R

## ・復興支援サイトの設置および復興支援カタログの作成



当行は、ホームページに「食」に関するお取引先紹介を実現するサイト「<七十七>食材セレクション」を開設（平成 22 年 9 月）しておりますが、震災後、平成 24 年 5 月末迄に、復興支援サイトへの掲載企業を 26 先追加し、計 107 先のお取引先企業の販売拡大に役立てられております。平成 23 年度下半期の総アクセス件数は 41,182 件となっており、前年同期に比べ、4,009 件増加しております。

また、平成 24 年 4 月には、お取引先の販路拡大を支援するため、社団法人宮城県物産振興協会の協力のもと、「宮城県産品カタログ『味や技はじめまして。』」を発行いたしました。カタログには、全国に自慢のできる「みやぎブランド」産品を多数掲載し、県内の観光施設などに配置しておりますほか、営業店でお客さまに配付しております。また、全国地方銀行協会加盟行 64 行のネットワークなども活用し、より多くの方々にご利用いただけるよう呼びかけております。発行から 5 月末迄に、計 528 個、約 1,400 千円の注文が寄せられております。

#### ・産学官連携の活用

当行は、ビジネスマッチングの推進に向け、各種機関と連携を図っているほか、東北財務局や東北経済産業局等とも連携し、地域活性化に向けた取組みを行っております。

平成 23 年 12 月には、「七十七銀行・東北大学震災復興共同企画『ものづくり個別相談会』」を開催いたしました。当日は、東北大学の教授、産学連携コーディネーターに加え、セントラル自動車株式会社、東京エレクトロン宮城株式会社、宮城県産業技術総合センターの担当者を招いて、個別の相談会を行い、51 社の地元企業が参加するなど、各社の技術力の底上げに関する相談等が活発に行われました。



上記に記載のとおり、ビジネスマッチングに向けた様々な取組みを行った結果、平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）のビジネスマッチング成約件数は 1,105 件となっております。

#### 【国内ビジネスマッチングの成約状況】

(単位：件)

	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年 4 月～5 月	累計
ビジネスマッチング成約	430	600	75	1,105
うち農林水産関連	19	11	2	32
食材関連	10	6	2	18
うちものづくり関連	62	87	25	174
(震災関連)	(172)	(280)	(16)	(468)

#### イ. 地方公共団体との連携強化

##### ・地域の再生に向けた経済調査等の実施・活用

当行はこれまで、地域経済の成長・発展、あるいはお客さまの事業活動に資する各種情報提供を行うなど、地域の皆さまに対する調査機能を発揮してまいりました。地方公共団体の震災復興に向けた取組みを支援するため、平成 23 年 7 月には、津波被害の特に大きかった石巻市および気仙沼市について、産業連関表（平成 17 年表）および震災に伴う経済的被害に関する推計調査を実施するとともに、それぞれの自治体に対し、再生・発展に向けての方向性を提言いたしました。

また、平成 23 年 11 月には、「地方自治体向けセミナー」を開催し、約 60 名の地方公共団体職員の皆さまが参加するなか、被災地の復興計画の作成状況と今後の展望について、外部講師による講演を行ったほか、公共インフラ整備および PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）や PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）等の官民連携に向けた取組みについて情報提供を行いました。

#### ・復興プロジェクトへの参画

震災からの復興の過程で、地方公共団体等が主導・関連する大型の PPP や PFI、各種復興プロジェクトに係わる資金需要などが見込まれることから、地方公共団体との関係を一層強化し、案件組成の段階から積極的に取り組んでまいります。

平成 24 年 5 月には、宮城県内における震災後初の PFI 事業である東松島市新学校給食センター整備運営事業に対するプロジェクトファイナンスを実行しております。

#### ・有識者会議等への人材派遣

当行では、「多賀城市復興検討委員会」および「南三陸町震災復興町民会議」にそれぞれ委員を派遣し、地域の震災復興計画の策定等に関わるなど、復興に向け人的な面からも支援を実施しております。また、石巻市の新エネルギー活用やエコタウン実現を目的とする産学官の協働組織「石巻復興協働プロジェクト協議会」や東松島市のまちづくりについて検討を行う「東松島市復興推進機構設立準備委員会」にも、地域振興部の行員がオブザーバーとして参加しております。平成 24 年 3 月には、地域振興部の人員を 1 名増員し営業店と連携のうえ、取組みを強化しております。

#### 【当行が参加しているその他の有識者会議等】

仙台市復興推進協議会	気仙沼市復興特区金融協議会
塩釜市復興推進計画地域協議会	農林漁業復旧・復興支援委員会第三者委員

#### ・復旧・復興に伴う起債の引受け・販売

当行は、従来、地方公共団体の発行する市場公募地方債、共同発行公募地方債を引受けしております。今回の震災に伴い、復興に関連する起債も行われており、平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）は、計 32 億円の引受けを行いました。また、お客さまの地方債購入ニーズにお応えするため、計 85 億円の販売も行っております。

#### ・復興支援宝くじの販売取扱い

平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、復興支援宝くじ「東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ」の販売を全店窓口において取り扱い、115 百万円（383 千枚）を販売いたしました。収益金の一部は、災害復興事業等に役立てられるため、宮城県や仙台市をはじめ東日本大震災の被災地に災害復興支援金として分配されております。



## ウ. アジアビジネス支援強化

### ・海外ビジネス関連情報の提供

当行は、平成 17 年に上海駐在員事務所の設置以降、中国・アジア地域を中心としたお取引先の海外ビジネスのチャンスを拡大する取組みとして、セミナー等を通じた海外ビジネス関連情報の提供に努めております。平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）は、各種セミナーを計 13 回（うち海外 3 回）開催し、多数のお客さまに参加いただいております。

また、平成 23 年 11 月からは、お取引先の海外進出や海外投資、貿易取引等多様化する海外ビジネスのニーズに対応するため、海外ビジネスに精通した専門家による個別相談会を当行本店にて毎月 1 回開催しております。平成 24 年 5 月末迄に 12 社のお取引先にご利用いただき、現地法人設立等のご相談に対応いたしております。

そのほか、海外情報の収集・発信強化のため、宮城県大連事務所、上海、シンガポール、ニューヨーク等各地への人材・トレーニーの派遣を継続しております。

#### 【海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーの開催状況／平成 23 年度以降】

時 期	セミナー名	参加人数
平成 23 年 6 月	中国主要都市ビジネスセミナー（開催協力）	273 名
10 月	台湾ビジネスセミナー（開催協力）	50 名
11 月	上海ビジネス交流会 実務セミナー（主催）	92 名
11 月	中国ビジネスに関わる企業のための知的財産権セミナー（共催）	40 名
12 月	中国華南におけるサービス産業に関するセミナー（共催）	50 名
平成 24 年 1 月	ベトナムの投資環境に関するセミナー（共催）	40 名
2 月	香港食品ビジネスセミナー（共催）	70 名
2 月	中国・東北 3 省における消費市場に関するセミナー（共催）	40 名
2 月	上海ビジネス交流会 2012（主催）	330 名
3 月	タイの投資環境に関するセミナー（共催）	50 名
4 月	サービス産業の海外展開に関するセミナー（共催）	50 名
5 月	中国自動車産業に関するセミナー（共催）	90 名
5 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（共催）	60 名

### ・海外ビジネスマッチング

当行は、お取引先の販路拡大、調達先の多様化、コスト低減等を目的とした海外ビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

平成 23 年 9 月には、中国上海市において、地方銀行、自治体等 34 団体との共催で製造業関連の海外ビジネスマッチング商談会「日中ものづくり商談会@上海 2011」を開催いたしました。本商談会には、中国での部品、資材等の調達先や販路の開拓などを目的に、当行取引先 8 社を含む日系企業 469 社が参加しました。

また、平成 24 年 5 月には、タイ投資委員会と連携のもと「タイ投資環境視察・個別商談会」を開催し、当行取引先 6 社、7 名が参加しました。参加企業は、現地工業団地等を複数視察したほか、タイ投資委員会が事前に選定したマッチング対象企業との個別商談を行いました。

更に、当行では、提携先である香港貿易発展局のマッチングサービスを活用した販路開拓支援にも積極的に取り組んでおり、当行お取引先である水産加工業者に対し、香港バイヤー4先を紹介しております。

#### ・海外機関等との連携の活用

当行では、お客さまの海外ビジネス支援を強化するため、海外機関等との連携強化を進めております。

平成23年12月には、独立行政法人日本貿易保険と業務提携を行い、お客さまにとって輸出取引や海外進出等にかかる各種リスクを軽減させることが可能な貿易保険の紹介を開始しました。また、平成24年1月には、日本通運株式会社仙台支店と国際業務に関し提携を行い、金融、物流の両面からお客さまの幅広いニーズに対応できるサポートを開始するなど、海外ビジネス支援体制の強化を図っております。

平成24年5月末迄に、日本通運との提携を活用し2先のお取引先に対して国際物流支援を実施しております。

#### ・宮城県との連携を活用した中国ビジネス支援および観光PRの推進

当行は、宮城県の産業活性化や地域の企業の海外ビジネスの推進に寄与するため、中国ビジネスを行う企業に対して連携・協力して支援を行う「中国ビジネス支援に関する協力協定」を宮城県と締結しております。平成23年度および平成24年度（5月末迄）は、宮城県が主催する各種セミナーへの共催参加を計9回行ったほか、宮城県の震災からの復興状況を正しく伝え、著しく落ち込んだ訪日観光の回復を図ることを目的として、中国国内で開催された4回のイベントにおいて宮城県大連事務所と協力し、宮城県観光等のPRを行いました。

##### 【宮城県の観光PR活動を行ったイベント】

時期	イベント名	開催地
平成23年 6月	日本観光・食品展	上海
9月	上海ジャパンウィーク 2011	上海
平成24年 2月	「元気な日本」展示会	北京
2月	同上	上海

## エ. 事業承継・相続相談

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっております。当行では、ソリューション営業課に相談業務専担者を2名配置し、本部のマナーアドバイザー10名も活用のうえ対応しております。平成23年度および平成24年度（5月末迄）における実績は以下のとおりです。

・自社株評価を活用した事業承継スキームを130件提案し、4件成約しております。

業種	内容
プロパンガス販売	株式承継およびオーナーの相続対策を目的として、当行からの資金調達2件/133百万円、個人年金保険2件/135百万円契約
土木建築業	種類株および精算課税制度を活用した株式承継策を提案し、今後継続して取り組んでいくことで合意
建築工事業	金庫株を活用した資本再構築策を提案し、今後実行していくことで合意
土木工事業	持株会社を利用した事業承継スキームを税理士法人を通して提案し、株式買取にかかる資金ニーズ433百万円に必需

- ・外部専門機関等を活用した事業承継支援を 153 件提案し、3 件成約しております。

業 種	内 容
板金工事業	後継者不在に悩む金属加工業の取引先と事業拡大のため金属加工会社の買収ニーズを持つ板金工事業の取引先とのM&A案件を仲介
建築石材販売	企業買収に際し、LBOローンによるファイナンスを実行
調剤薬局	後継者不在に悩む調剤薬局（2店舗運営）と全国展開している大手調剤薬局チェーン企業とのM&A案件を仲介

- ・震災に伴う親子の相次相続、同時死亡による相続人不在のケースなど、複雑な相続相談等に関する「七十七『相続』相談ホットライン」（本部専担者による対応）での対応実績は 557 件となっております。

## オ. 情報提供、外部への講師派遣

### ・復興支援にかかるセミナーの開催

過去に例のない規模の被害をもたらした震災からの復興には、多くの知識や情報が不可欠であることを踏まえ、お取引先の復興を側面から支援するため、当行は復興支援にかかる各種セミナーを開催しております。



平成 24 年 2 月には、津波の被害が甚大であった気仙沼、石巻、岩沼の 3 地域において「<七十七>『復興支援』個人向けセミナー」を開催し、税理士による震災特例法等における税務に関する講演および当行マネーアドバイザーによる相続および資産管理のポイントの説明等を行っております。

また、平成 24 年 3 月 1 日から 4 月 30 日迄、当行ほか宮城県内金融機関および東北財務局等が参加する「宮城県震災復興金融協議会」が中心となり「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援キャンペーン」を実施し、協議会の構成機関等が合同で「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援セミナー」を開催しました。セミナーでは、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や二重債務問題に関する支援措置等について、関係機関の担当者等から説明を行いました。

震災後、平成 24 年 5 月末迄、復興支援にかかるセミナーを計 19 回開催しております。





【復興支援にかかるセミナーの開催状況】

セミナー	開催場所	開催月	参加人数
<七十七>復興支援セミナー	仙台（本店）	平成 23 年 7 月	115 名
<七十七>「復興支援」経営セミナー	石巻	平成 23 年 8 月	50 社/60 名
	気仙沼	平成 23 年 8 月	44 社/54 名
	岩沼	平成 23 年 8 月	25 社/28 名
	仙台（本店）	平成 23 年 8 月	63 社/74 名
宮城県産業復興セミナー	東京	平成 23 年 9 月	345 社/560 名
事業継続計画(BCP)策定支援セミナー (共催)	仙台（ホテルトポリアン仙台）	平成 23 年 11 月	約 150 名
七十七銀行・東北大学震災復興共同企画 「ものづくり個別相談会」	仙台（東北大学）	平成 23 年 12 月	51 社
「春季講演会」 ～宮城・東北の復興と新生に向けて～	仙台（本店）	平成 24 年 2 月	340 社/421 名
<七十七>「復興支援」個人向けセミナー	気仙沼	平成 24 年 2 月	20 名
	石巻	平成 24 年 2 月	25 名
	岩沼	平成 24 年 2 月	16 名
経済エグゼクティブフォーラム（共催）	仙台（勝山館）	平成 24 年 2 月	143 社/211 名
東北（青森・岩手・宮城・福島） 投資促進セミナー ～東北再生に向けて～（共催）	東京	平成 24 年 3 月	約 150 名
復興へ頑張ろう！みやぎ金融応援セ ミナー	仙台（KKRホテル仙台）	平成 24 年 3 月	282 名
	気仙沼	平成 24 年 3 月	258 名
	石巻	平成 24 年 3 月	270 名
震災復興支援フォーラム（後援）	仙台（TKPガーデンシティ仙 台）	平成 24 年 3 月	42 社/102 名
<七十七>医療・介護セミナー	仙台（本店）	平成 24 年 3 月	95 社/137 名

・講師派遣

当行では、地域の皆さまの企業経営・社員教育に貢献するため、各種セミナー、研修会を開催するとともに、お取引先の希望するテーマに関する研修等への講師派遣を行っております。平成 23 年度および平成 24 年度（5 月末迄）には、震災後の宮城県の経済情勢と今後の見通しなどに関する講演を 19 回行い、977 名のお取引先に参加いただきましたほか、挨拶・電話応対等社員教育に関する研修会を開催し、延べ 10 先、288 名のお取引先に参加いただきました。また、平成 24 年 4 月には、新入社員研修会を県内 6 地域で開催し、取引先企業 117 社から 501 名の方々に参加いただきました。

d. 地域の復興支援に取り組む人材の資質向上に向けた方策

当行では、地域の復興支援のために、震災で被災されたお客さまの状況を十分把握し、ニーズに最適なソリューションを提供し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成・目利き力の向上に向け取り組んでおります。

〔平成 23 年度下半期の実績〕

・事業性貸出の基本の習得と実務能力の向上を図るため、県内 11 地域において、地域の融資担当職位者が塾長として若手の融資・渉外担当者の育成を行う行内私塾「セブン塾」を新たに開催するなど、9 コースの金融円滑化関連の研修会を開催し、計 186 名が受講しております。

- ・ 渉外担当者の営業力強化を図るため「渉外研修会」を法人融資、個人融資、預り資産の3分野に改編するなど、6コースのコンサルティング関連の研修会を開催し、計137名が受講しております。
- ・ 行員等の自学自習を支援するため、3コースの行員向け休日セミナーを開催し、計577名が受講しております。また、21コースの通信講座を計976名が受講しております。
- ・ 営業支援部、地域振興部よりコンサルティング機能発揮にかかる好事例を全行向けに随時発信しており、その発信回数は計32回となっております。

[平成24年度上半期の取組み]

- ・ コンサルティング機能の発揮による金融円滑化推進に向けた取組みを更に強化する観点から、「人事考課シート」の一部改正を行い、顧客へのコンサルティング力の発揮や真摯な対応等の金融円滑化等に向けた行員の行動指標を示し、より一層人事考課に反映させる仕組みとしております。
- ・ 金融円滑化推進、コンサルティング機能の発揮に向けた行員のモチベーション向上を図るため、営業店業績表彰制度において、金融円滑化推進管理への取組状況の評価内容を拡大しております。また、地域の復興支援にかかる資金需要への対応をより積極的に行うため、平成24年5月から実施している貸出金増強運動において、個人表彰を盛り込んでおります。

【研修会／金融円滑化関連（平成23年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
審査部トレーニー（支店長）	2日間	1	5
審査部トレーニー（職位者）	2日間	1	4
審査部トレーニー（担当者）	2日間	2	9
審査部トレーニー（金融円滑化）	2日間	1	17
審査部トレーニー（信用格付）	1日間	1	10
案件審査スキルアップ研修会	1日間	1	11
融資新任副長研修会	1日間	1	12
融資新任者研修会	4日間	1	18
行内私塾「セブン塾」	5カ月間	随時	100
合計（9コース）			186

【研修会／コンサルティング関連（平成23年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
法人渉外担当者等育成プログラム	4カ月間	1	8
MAカレッジ	4カ月間	3	30
渉外研修会（法人融資コース）	1日間	1	19
渉外研修会（個人融資コース）	1日間	1	22
渉外研修会（預り資産コース）	1日間	1	49
貿易実務研修会	1日間	1	9
合計（6コース）			137

【行員向け休日セミナー（平成 23 年度下半期）】

セミナー名	開催時期	内 容	受講者数 (名)
進出企業セミナー	平成 23 年 11 月	地元企業の復興状況とトヨタ自動車の最近の動向と現地調達への取り組み	88
投信保険 レベルアップ講座	平成 24 年 1 月	マーケットの現状と見通し	311
税制改正のポイント	平成 24 年 2 月	平成 24 年度税制改正のポイント	178
合計（3 コース）			577

**(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況**

**A. 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況**

**a. 創業・新事業支援の状況**

被災地域では、勤務先が廃業したお客さまが自ら開業する動きも相次いでおり、当行では、宮城県における創業・新事業関連融資制度等を活用した積極的な資金供給を実施しております。また、技術・アイデア面に優位性を有する企業に対しては、東北大学および東北経済連合会等外部支援機関への紹介を通じたハンズオン支援を行うなど、投融資以外の面からも支援を実施しております。

平成 23 年度は、投融資以外の面からの支援も含めた支援実績が 84 件となっており、うち創業・新事業支援融資を実行した実績は 37 件、融資金額は 183 百万円となっております。

**b. 宮城県への企業進出に伴う創業・新事業支援への取り組み**

宮城県および県内 34 市町村は、東日本大震災の復興特区制度を活用して、自動車関連産業、高度電子機械産業などの分野において、ものづくり産業の集積を図るべく、「民間投資促進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。こうした動きもみられるなか、当行では、地域経済活性化を図るため、地域振興部を中心に本部・営業店が一体となって、進出企業等との取引を進めるとともに創業・新事業の開拓に取り組んでおります。

具体的には、平成 24 年 1 月にトヨタグループが宮城県内に新設した「東北現調化センター」に関する情報提供等を通じて、地元製造業者に対する自動車関連産業等新事業への参入支援に積極的に取り組んでいるほか、平成 24 年 4 月、5 月には、地元自動車関連企業 139 先をリストアップのうえ本部・営業店が帯同訪問を実施し、金融・情報提供の両面で支援活動を強化しております。

また、平成 24 年 3 月には、東北の立地環境や復興特区等の概要を説明し、東北地域への企業進出を促すため、三菱東京UFJ銀行および東北経済産業局等と共催し、「東北（青森・岩手・宮城・福島）投資促進セミナー」を東京で開催し、約 150 名のお客さまにご参加いただきました。

### c. 自動車・半導体産業関連の集積を踏まえた店舗の設置

宮城県北部地域から岩手県南地域は、自動車・半導体関連産業の集積が進行し、経済交流の進展が期待されております。当行は進出企業等に関連するお客さまの支援強化を図るとともに、進出企業等に係わる起業・新事業に向けた地域の皆さまの取組み支援により地域経済の活性化を図るため、岩手県北上市に、平成 24 年 6 月に新店舗を設置しております。

### d. 公益財団法人七十七ビジネス振興財団による支援

当行は、宮城県の産業振興と経済発展への貢献を目的として公益財団法人七十七ビジネス振興財団を設立し、その運営を支えています。

七十七ビジネス振興財団では、地域の活性化に貢献している企業や起業家の表彰事業を行っており、平成 23 年 11 月に、震災により工場が被災したものの、復興に向けて前向きに取り組んでいる食品製造業者を含む計 7 社の表彰を行いました。

また、平成 24 年 2 月には「新たなビジネスモデルの確立」と題し起業家向けセミナー（参加：約 60 名）を、平成 24 年 4 月には『巨艦』中国の次の一手～中国巨大市場の行方と日本の震災復興」と題し講演会（参加：約 100 名）を開催いたしました。

## B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

### a. 本部による支援活動の強化

当行では、お客さまの金融ニーズが多様化、高度化してきていることを踏まえ、本部渉外人員を配置し、顧客とのリレーション強化およびコンサルティング機能の発揮に努めております。ソリューション営業課、地域振興課、アジアビジネス支援室の本部行員が、お客さまの求める金融ニーズに応じ、各種ソリューションを提供しております。

### b. 医療・介護分野等の成長分野の推進体制強化

宮城県は、医療従事者の配置基準緩和等により被災した医療機関の再開を促進するため、東日本大震災の復興特区制度を活用して「保健・医療・福祉復興推進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。こうした動きがあるなか、当行では、ソリューション営業課に配置している医療・介護分野の推進専担者を、平成 24 年 3 月に、3 名から 4 名に増員し、医療機関等の資金調達に関するご相談をはじめ、様々なソリューションニーズにお応えしております。

平成 23 年度における営業支援部隊の医療・介護分野推進専担者によるお取引先訪問先数は、286 先となっております。

### c. 商工会議所との連携

当行は、地域金融機関として地元取引先企業の経営相談ニーズへの支援強化の観点から、県内商工会議所および宮城県商工会連合会との提携を行っており、提携商工会議所等の会員向けに、特定の融資商品の金利優遇を通じた支援を行っております。平成 23 年度の実績は、15 件、154 百万円となっております。

### C. 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

当行は、地元企業の業績回復による地域経済の活性化を目的として、企業の活力を十分に発揮できていないお取引先企業に対して経営改善計画の策定支援に取り組むなど、ランクアップ活動を実施しております。平成23年度のランクアップ先数は77先となっております。

### D. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっており、当行では、本部担当者による支援活動を実施しております。自社株評価および外部専門機関等を活用した事業承継支援の状況等については、P.29～30に記載しております。

## 3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いております。

平成24年3月期につきましては、震災の影響等に伴う与信関係費用が発生しましたものの、単体経常利益は増益となり、569億円の与信関係費用等により赤字を計上した前期から黒字に転換したことなどを踏まえまして、震災前の水準の配当を行うとともに、内部留保の積上げを図っております。

今後は、震災により甚大な被害を受けながらも事業や生活の再建を図るお客さまに対する着実な支援等を行いつつ、震災からの復旧・復興に向けた取組みの推進により収益力を強化し、内部留保の充実を図ってまいります。

また、劣後ローンによる借入については、約定に従った利息を支払いますほか、当行を支えていただいております株主の皆さまにも安定的な配当を実施してまいります。

なお、東日本大震災前の水準以上の自己資本を確保し、更に想定される今後のリスクにも十分対応可能な健全性を確保することができる利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。

#### 【当期純利益および利益剰余金残高の推移】

(単位：百万円)

	24/3期 実績	24/9期 見込み	25/3期 見通し	25/9期 見通し	26/3期 見通し	26/9期 見通し	27/3期 見通し
当期純利益	10,597	5,000	11,000	6,000	12,000	6,500	13,000
利益剰余金	256,172	260,000	264,700	269,400	274,100	279,300	284,500

## 4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 経営管理にかかる体制

当行は、従来、取締役会の機能強化や社外監査役を含めた監査体制の強化、コンプライアンス体制、リスク管理体制の充実など、経営管理組織の整備を経営上の優先課題として位置づけております。

取締役会は、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。また、当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会につきましては、監査役5名のうち過半数の3名を社外監査役とし、監査役監査の独立性を高め、取締役会への出席・意見陳述等を通じ有効性・適法性を確保しております。なお、社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、国内証券取引所の規定を参考とし、職務を適切に遂行できることを基本的な考え方として選任しております。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制といたしましては、取締役会において定めた「法令等遵守方針」および「リスク管理基本方針」により、コンプライアンスに係わる取組姿勢の明確化・実効性の確保、当行の安定的・永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

また、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

#### A. 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催されております。取締役会では、法定決議事項の決議が行われるほか、取締役会規定に定める報告事項および決議事項に基づき、重要な業務執行について報告を受けるとともに、協議や決議を行っております。また、取締役会には常勤監査役および非常勤監査役も出席し、必要があると認めたときは意見を述べることとなっております。

なお、当行では、経営環境の変化へより迅速に対応できる経営体制の構築等を目的として、取締役の任期を1年とし経営体制の一層の強化を図っております。

#### B. 常務会

常務会は、原則毎週1回開催されております。常務会では、常務会運営規定に基づき、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行うほか、方針・規定等で定められた事項等について報告が行われております。また、常務会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることもできております。

#### C. 役員部長連絡会

役員部長連絡会は、原則毎週1回開催されております。役員部長連絡会では、役員部長連絡会運営規定に基づき、規定等で定められた事項のほか、業務運営・各種施策に係わる現状分析、進捗状況、課題等、PDCAを実践する観点からの諸報告が行われております。また、役員部長連絡会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることもできております。

## D. 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回開催されております。社外監査役は、財務・会計、法令、企業統治等について専門的な知見を有し、公正・独立な立場で業務執行の妥当性等を監視する役割を担っております。また、代表取締役との定期的会合等の機会を通じ、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

なお、社外監査役のサポート体制として、コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人をおき、その使用人は、監査役の指示に従い、その職務を行うものとしております。また、社外監査役に対する情報伝達の徹底のため、監査役監査基準において常勤監査役と他の監査役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

## E. 内部監査体制

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。その業務および権限については、取締役会によって承認された組織規定に定められているほか、内部監査方針に基づき、金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価するとともに、発見された問題点について、被監査部署が必要に応じて改善を行い、その状況を監査部が確認する態勢となっております。監査部の独立性、監査員の権限、被監査部署の義務等は、監査規定において規定しており、内部監査結果を踏まえて策定される内部監査計画に基づき、実効性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能を十分発揮できる態勢を構築しております。また、監査部は、効果的な内部監査を実施するため監査役と緊密な関係を保っております。

なお、内部監査結果については、毎月取締役会および役員部長連絡会で報告されているほか、代表取締役にも都度報告されており、特に経営に重大な影響が認められる問題点については随時報告されております。

## F. 外部監査体制

会計監査人による外部監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

## (2) 各種リスク管理の状況

### A. リスク管理体制

当行は、リスク管理体制の充実を経営上の優先課題として位置づけており、リスク管理の基本的な運営方針である「リスク管理の基本方針」を定め、各リスクのリスク管理部署等の組織と役割ならびにリスク管理の内容等を明確化し、当行の安定的かつ永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

リスク管理部署については、統合的リスク管理はリスク統轄部が行うほか、各リスクについては、リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類し、それぞれの担当部が管理しております。

## B. 統合的リスク管理

当行は、統合的リスク管理の基本方針である「統合的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、それぞれのリスク毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っております。

統合的リスク管理の具体的枠組みとしては、自己資本（Tier 1）の範囲内でリスクの種類毎にリスク資本予算を部門（国内業務部門、資金証券部門等）に配賦し、各部門のリスク量を配賦額の範囲内にコントロールすることでリスクの総体を抑えながらリターンを高める「リスク資本管理」を行っております。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った収益が確保されているかのリスク・リターン分析、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価等にも活用しております。

## C. 信用リスク管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」および信用リスク管理にかかる各種規定等を定め、信用リスク管理を重視した業務運営に資するため、資産の健全性確保のための基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。また、信用リスク管理の適切性の維持・改善を図るため、信用リスク管理の根幹である信用格付制度の整備、および信用格付制度の活用による信用リスク管理の高度化を目指した管理手法等の構築に取り組んでおります。

信用リスク管理にかかる組織としては、営業推進部門等からの独立性と牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の信用リスクの評価、コントロール等を行う信用リスク管理部署としてリスク統轄部、適切な審査・管理、問題債権の管理等を行う審査管理部署として審査部を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理の高度化への取り組みとしては、信用格付制度において統計モデルを導入するとともに、信用リスク量は、統合収益管理において信用コストとしてプライシングへの活用、リスク資本の配賦およびストレステストにおいて自己資本充実度評価への活用を図っております。また、信用集中リスクの管理においては、特定の与信先（グループ）への過度な与信集中を回避するため、信用格付毎に管理基準額を定め、うえで与信集中を抑制しているほか、クレジット・リミットとして与信限度額を設定しております。

震災の影響による貸出資産の劣化およびデフォルト先の増加等に備え、与信先の実態把握と経営改善支援等を通じて信用リスク管理を一層強化するとともに、震災の信用リスクへの影響を適切に反映し評価するため、信用格付制度の整備・検証およびパラメータ推計・検証等を積み重ねながら、PDCAサイクルの実践による信用リスク管理の高度化に努めております。また、問題債権の管理については、最優先で取り組むべき喫緊の課題と認識しており、二重債務問題においては、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」および公的機関による事業再生スキームの活用を通じて適切に対応しております。



## D. 市場リスク管理

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」および市場リスク管理にかかる各種規定等を定め、市場リスク管理を重視した業務運営に資するため、市場リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理にかかる組織としては、市場取引における牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の市場リスクの評価、コントロール等を行う市場リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、業務運営部署である資金証券部と事務管理部署である市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にはリスク統轄部の所属員を駐在させ市場リスク管理の実効性を確保しております。

リスク統轄部は、上記の各種規定等に基づき、市場V a R等により当行全体の市場リスク量を計測・分析するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や業務の特性に応じて設定したポジション枠や損失限度枠等の遵守状況を日々モニタリングしており、モニタリング結果は、日次でリスク統轄部の業務担当役員、月次でA L M・収益管理委員会等に報告しております。なお、ポジション枠や損失限度枠等を超過した場合は、速やかに対応策を策定のうえ、A L M・収益管理委員会や常務会等で対応を協議するなど早期の対応を図る体制としております。また、先行きの金利や株価等の予測に基づく有価証券の評価損益等のシミュレーション、市場V a Rのバックテストを月次で実施しているほか、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価を四半期毎に実施し、A L M・収益管理委員会等に報告しております。

## E. その他リスク管理

### a. 流動性リスク管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」および流動性リスク管理にかかる各種規定等を定め、安定的な資金繰り運営に資するため、流動性リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法について明確化し、厳正な管理を行っております。また、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」や「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応が行えるような体制を整備しております。

流動性リスク管理にかかる組織としては、牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の日々の資金繰り管理および資金や証券の受渡管理を行う資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部、資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握、モニタリング等を行う流動性リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、流動性リスク管理の実効性を確保しております。

資金繰り管理では、資金繰りリスクにかかる限度枠として最低限確保すべき手元流動性の額を設定し、その状況を日々モニタリングするとともに、日次または月次の資金繰り見通しの作成、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等を行っております。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っております。リスク管理では、預金・貸出金計画の実績との乖離状況やストレス状況を含めた資金ギャップ分析などを行っております。更に、各管理の状況については、月次でALM・収益管理委員会等に報告しております。

## **b. オペレーショナル・リスク管理**

当行は、オペレーショナル・リスク管理に関する基本方針である「オペレーショナル・リスク管理方針」およびオペレーショナル・リスク管理にかかる各種規定等を定め、適切なリスク管理に資するため、リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクは、損失の発生原因などから「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「アウトソーシングに伴うリスク」および「災害等偶発事態発生によるリスク」の8つに分類し、各リスクの管理部署において適切なリスク管理を行っております。各リスクの管理部署は、事務リスクは事務管理部、システムリスクはシステム部、法務リスクはコンプライアンス統轄部、人的リスクは人事部、有形資産リスクは総務部、風評リスクはリスク統轄部、アウトソーシングに伴うリスクは事務管理部およびシステム部、災害等偶発事態発生によるリスクは総務部、事務管理部およびシステム部となっております。

リスク統轄部は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、当行全体のオペレーショナル・リスクの総合的評価、モニタリング等を行い、各リスク管理部署は、リスクを評価、モニタリングするために、損失情報等の収集・分析、商品・業務等に内在するリスクを特定・認識し、リスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について自己評価等を行っております。自己評価後の再発防止策などの評価結果や損失の発生状況等については、半期毎および必要に応じて役員部長連絡会や常務会等へ報告しております。

### **①事務リスク管理**

当行は、事務管理体制、監査体制の充実強化が事務リスク管理上の重要課題と捉え、事務リスク管理の基本方針である「事務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事務ミス等の発生状況や損失情報等の収集、事務ミス等の発生原因の分析・評価を行い、必要に応じて事務手続の見直しや営業店に対する注意喚起の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務管理部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っております。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しております。

## ②システムリスク管理

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、システムリスク管理の基本方針である「システムリスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、システムの障害・不備、システムの不正使用にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じてバックアップ機の設置、ネットワークの二重化の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

システムの安全性確保に向けた取組みとして、電算センター（泉センター）には、「3次元免震床」を採用し、また、オフサイトバックアップシステムを確保するなど天災・人災等に備えた万全のセキュリティシステムを構築しております。

更に、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を行っております。特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適切な管理を行っております。

## ③法務リスク管理

当行は、法令等の遵守状況が十分でないこと、および取引の法律関係に不備・不確実な部分があることにより損失を被る法務リスクの管理について、その基本方針である「法務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事故・苦情等にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。また、法令等遵守態勢の整備・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会の下部機関として「コンプライアンス部会」および本部各部および営業店に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令等遵守に係わる事項に関する情報の共有・意見交換等を行うとともに、注意喚起および教育・啓蒙を実施しております。

## ④人的リスク管理

当行は、人事労務上の問題等に起因して損失を被る人的リスクの管理について、その基本方針である「人的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、専門的な技術・知識の特定の行員等への集中、行員等の傷病による職場離脱および行員等の中途退職にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

専門的な技術・知識の特定の行員等への集中状況にかかる対応としては、所属部署内でのOJT・ジョブローテーションを通じた代替者育成による互換性の向上に努めております。行員等の健康管理については保険師等による巡回健康相談を実施するほか、各種研修会を通してメンタルヘルス関連の講義を実施するなど、心身両面からの健康管理対策を推進しております。

### ⑤有形資産リスク管理

当行は、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被る有形資産リスクの管理について、その基本方針である「有形資産リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、有形資産の洗い出し、建物の耐震診断、自家発電設備の設置状況等停電対策の評価等を行い、必要に応じて建替および改修工事計画等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

有形資産については、取得、賃借の開始等の変動が発生した都度、ならびに年度毎および必要に応じて、「有形資産リスク評価シート」により、耐震性、停電対策の適切性、セキュリティ対策の適切性、老朽化対策の適切性の観点からリスクの評価を行っております。

### ⑥風評リスク管理

当行は、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被る風評リスクの管理について、その基本方針である「風評リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、風評情報の収集や風評内容の評価を行うなど適切な管理を行っております。マスコミやインターネット等において風評の発生が確認された場合は、必要に応じて、風評リスクの回避や削減のため、「事実と異なる風評の否定」、「事実の公表」、「事実と異なる風評の発信源の特定および法的措置」等の対応策を講じ、迅速かつ適切な対応により事態の収拾・沈静化を図ることとしております。

### ⑦アウトソーシングに伴うリスク管理

当行は、外部に委託した業務に関して、委託先において事務ミスやシステムトラブル等が発生し、当行または当行の顧客が不測の損失を被るアウトソーシングに伴うリスクの管理について、その基本方針である「アウトソーシングに伴うリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、リスクの発生源が当行から委託先に振替わるなどの特性を踏まえた適切な管理を実施しております。

アウトソーシング先の選定に際しては、「アウトソーシング先の評価にかかるチェックリスト」により、アウトソーシング先の安全性・信頼性等の評価を行ったうえで業務委託契約を締結しているほか、委託後においても、定期的もしくは必要に応じて、「アウトソーシングにかかる点検報告書」に基づく業務委託契約の実施状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果、業務委託契約の実施状況等に懸念が生じた場合は、改善指導、アウトソーシング先の変更等の対応を行っております。

## ⑧災害等偶発事態発生によるリスク管理

当行は、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被る災害等偶発事態発生によるリスクの管理について、その基本方針である「災害等偶発事態発生によるリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、災害等偶発事態発生にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じて災害等の緊急時に対応した訓練の実施やリスクの削減に資する防犯・防災設備および機器等の設置等の対策を講じるなど適切な管理を行っております。

地震、風水害等の自然災害については気象庁等が公表する統計データ等の情報、火災、各種犯罪等の人的災害については消防庁および警察庁等が公表する統計データ等の情報を定期的および必要に応じて収集し、災害の規模および発生地域等から業務への影響を分析しております。

## F. 業務継続体制の整備

当行では、大規模地震や新型インフルエンザ、またはシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を制定しております。「災害等緊急時対応プラン」には、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、あるいは早期に再開・復旧をはかるために必要な「業務継続計画」を定めており、業務継続体制の整備に努めております。東日本大震災により、予見をはるかに超える被害を受けたことを踏まえ、平成 24 年 4 月、想定するリスクおよび被害を東日本大震災規模に引き上げたうえで見直しを図り、地域における金融機能を維持できるよう、業務継続体制の一層の強化を図りました。

その他、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施しております。